

---

平成24年6月20日（水曜日）

---

応招議員（15名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 千葉伸孝君 | 2番  | 高橋兼次君  |
| 3番  | 佐藤宣明君 | 4番  | 阿部建君   |
| 5番  | 山内昇一君 | 6番  | 山内孝樹君  |
| 7番  | 星喜美男君 | 8番  | 菅原辰雄君  |
| 9番  | 小山幸七君 | 10番 | 大瀧りう子君 |
| 11番 | 及川均君  | 12番 | 鈴木春光君  |
| 14番 | 三浦清人君 | 15番 | 西條栄福君  |
| 16番 | 後藤清喜君 |     |        |

---

出席議員（15名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 千葉伸孝君 | 2番  | 高橋兼次君  |
| 3番  | 佐藤宣明君 | 4番  | 阿部建君   |
| 5番  | 山内昇一君 | 6番  | 山内孝樹君  |
| 7番  | 星喜美男君 | 8番  | 菅原辰雄君  |
| 9番  | 小山幸七君 | 10番 | 大瀧りう子君 |
| 11番 | 及川均君  | 12番 | 鈴木春光君  |
| 14番 | 三浦清人君 | 15番 | 西條栄福君  |
| 16番 | 後藤清喜君 |     |        |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

|   |   |    |       |
|---|---|----|-------|
| 町 | 長 | 佐藤 | 仁君    |
| 副 | 町 | 長  | 遠藤健治君 |

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 会計管理者兼出納室長          | 佐藤 秀一 君  |
| 総務課長                | 佐藤 徳憲 君  |
| 復興企画課長              | 三浦 清隆 君  |
| 復興事業推進課長            | 及川 明 君   |
| 町民税務課長              | 阿部 俊光 君  |
| 保健福祉課長              | 最知 明広 君  |
| 環境対策課長              | 千葉 晴敏 君  |
| 産業振興課長              | 佐藤 通 君   |
| 産業振興課参事<br>(農林行政担当) | 高橋 一清 君  |
| 建設課長                | 三浦 孝 君   |
| 危機管理課長              | 佐々木 三郎 君 |
| 上下水道事業所長            | 三浦 源一郎 君 |
| 総合支所長兼<br>地域生活課長    | 佐藤 広志 君  |
| 総合支所町民福祉課長          | 菅原 みよし 君 |
| 公立志津川病院事務長<br>兼総務課長 | 横山 孝明 君  |
| 総務課課長補佐<br>兼総務法令係長  | 男澤 知樹 君  |
| 総務課主幹<br>兼財政係長      | 佐藤 宏明 君  |

教育委員会部局

|        |         |
|--------|---------|
| 教 育 長  | 佐藤 達朗 君 |
| 教育総務課長 | 芳賀 俊幸 君 |
| 生涯学習課長 | 及川 庄弥 君 |

監査委員部局

|        |         |
|--------|---------|
| 代表監査委員 | 首藤 勝助 君 |
| 事務局長   | 阿部 敏克 君 |

選挙管理委員会部局

|     |         |
|-----|---------|
| 書記長 | 佐藤 徳憲 君 |
|-----|---------|

農業委員会部局

## 事務局職員出席者

事務局 長

阿部 敏克

次長兼総務係長  
兼議事調査係長

佐藤 孝志

主 事

加藤 優美子

## 議事日程 第2号

平成24年6月20日(水曜日)

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 陳情 6の1 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める陳情書
- 第 4 報告第 1号 平成23年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 2号 平成23年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 3号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 4号 平成23年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 8 議案第54号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第55号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第56号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第57号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第58号 南三陸町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について
- 第13 議案第59号 南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定について

- 第14 議案第60号 東日本大震災による災害被害者に対する平成24年度分の国民健康保険税の減免に関する条例制定について
- 第15 議案第61号 東日本大震災による災害被害者に対する平成24年度分の介護保険料の減免に関する条例制定について
- 第16 議案第62号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第17 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会2日目でございます。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において11番及川均君、12番鈴木春光君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番千葉伸孝君。質問件名、高台移転の問題点と早期実現について。以上1件について、一問一答方式による千葉伸孝君の登壇発言を許します。1番千葉伸孝君。

〔1番 千葉伸孝君 登壇〕

○1番（千葉伸孝君） 1番は議長の許可を得ましたので、一問一答方式により町長に質問いたします。質問事項は、高台移転の問題点と早期実現についてです。内容は、

1. 志津川市街地制限地域の土地買い取りは居住地が基本となる。商工用地に関しては整地後の市街地に代替地としての換地が行われる。これに関して、商工用地も買い上げとはならないのか。また、土地の融資担保としての活用はできないのか。

2. 土地の買い取り価格は地域によって格差があり、高台の土地取得や住宅建設に当たり多くの資金が必要となる。高台移転に対する町独自の生活支援策の考えはないのか。

3. 志津川地区土地利用計画によると、東地区が平成26年度中ごろ以降、中央地区、西地区が平成27年度中ごろ以降に住宅建設可能と、高台移転の整備スケジュールが案として提示されている。その中に、災害公営住宅も4カ所に平成26年度以降に順次入居開始となっているが、高齢者の入居希望も多く、この部分だけでも早期の建設とはならないのか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告3番千葉伸孝議員のご質問、高台移転の問題点と早期実現についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず第1点目のご質問でございますが、志津川市街地の商工用地の買い上げと土地の融資担保についてお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、志津川地区被災市街地復興推進地域は、平成23年11月11日、約154.4ヘクタールを都市計画決定しております。当該地域内では、地域の安全性と利便性に配慮いたしました道路網の構築、避難場所等の適正な配置を行いまして、災害に強い健全で良好な市街地形成を図ることを基本として、土地利用計画をお示ししているところでございます。

具体的な整備手法といたしましては、住宅の高台移転事業として防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業を活用いたしまして、移転後の宅地については災害危険区域指定後、土地所有者の申し出により買い取ることが可能となります。買い取りした宅地については、町有地として土地区画整理事業で換地を行いながら、商業、工業、施設誘致等、土地利用の核として活用していきたいと考えております。

議員ご質問の土地区画整理事業区域内の商工用地については、換地により位置、面積が変わりますが、等価交換として評価されるものでありますので、従前地と同様に融資担保となることは可能であります。また、区域内で道路等の公共施設整備のため新たに必要となる用地を買収できる緊急防災空地整備事業という補助制度がございまして、宅地以外の商工用地についても予算の範囲内で一定の面積について買い取りを検討しております。なお、買い取りをした場合は町有地となるため、当然融資担保の対象外ということになります。八幡川から西側は震災復興祈念公園として計画をしておりまして、都市公園事業の都市計画決定事業認可を経て、住宅地、商工用地等、用途を問わず買い取りした上で公園整備を進めていきたいと思っております。

次に、第2点目のご質問、高台移転に対する町独自の生活支援策の考えについてお答えをさせていただきますが、議員ご賢察のとおり住民の高台移転には多額の費用がかかるのは明らかであります。この事実に対して、町として独自の資金支援はないのかという趣旨と思われませんが、まことに残念であります。現在のところそういった趣旨の独自支援はございません。

住宅取得に対する資金援助は、定住化対策の面からも必要とは思いますが、昨年末に行いました今後の移転先と住まいに係る意向調査から推計されますところの住宅再建希望者が約2,000人おられますことと、本町の財政状況を考慮した場合、一律に一定額を支給するといっ

たような対策はとれないのが現状であると言わざるを得ないということをご理解いただきたいと思います。

町といたしましては、現行制度の中で活用できる防災集団移転促進事業における住宅建設費に係る借入金の助成や、新たな高台居住地を借地として住宅建築をされる場合における借地料の低廉化等の施策を通じて、移転される住民の方の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に3点目のご質問、災害公営住宅の整備スケジュールについてお答えをいたします。

きのう高橋議員への答弁でも申し上げましたが、災害公営住宅の入居につきましては早いところで平成25年度末に最初の入居を予定しております。志津川地区では700戸の災害公営住宅の整備を予定いたしておりますが、700戸を一度に建設するのではなくて、着手可能なところから段階的に整備をしていくこととなります。災害公営住宅の整備は、隣接して実施をする防災集団移転促進事業と違いまして、用地造成後に建物の工事が必要となりますので、周辺他事業との調整を図りながら、先行して用地造成を行い、造成が終わったところから順次速やかに建物の工事に取りかかることによりまして、平成27年3月からの志津川地区での入居開始を目指しているところであります。

また、入居の考え方としましては、従前の居住地ごとにまとまって入居していただく地域優先入居のほかに、障害者の方や病院への通院が必要な高齢者の方など、特別な配慮を要する方々に対する優先入居も検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） ありがとうございます。

町長の一番目の答弁に関して、再度質問させていただきます。

今、事業主に関しては再建を目指しています。そういった再建の中で、なかなか資金が確保できないというのが事業所の問題として今あります。そういった中で、今町長が話した融資担保として、私が言う志津川市街地というのは制限区域のことを指しております、その制限区域内での自分の商業地だったところ、あと貸店舗として使ってもらっていたところ、あと駐車場とかして貸してもらっていた土地に関しては、銀行のほうの支店長とちょっと話したら、土地担保としての融資はできないというような答えが返ってきました。今町長から「融資担保としての価値は可能」という説明をもらいましたが、この辺もう一回お聞かせください。

- 議長（後藤清喜君） 佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） 先ほど答弁したとおりでございまして、担保になるということでございます。
- 議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。
- 1番（千葉伸孝君） 支店長は担保にならないと言っていました。今町長が担保になると言っていました、それは銀行のほうの間違いない話でしょうか。
- 議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。
- 復興事業推進課長（及川 明君） 銀行を確認したかということでございますが、特にうちのほうでは確認はしてございませんが、あくまでも土地の価値はございますので、それが融資担保になるかどうかは各金融機関の判断になるかと思いますが、行政側から見た場合、価値のあるものとしての交換分合という形の中で換地を行いますので、まるっきり全然価値のない土地というみなし方は事業上してございません。
- 議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。
- 1番（千葉伸孝君） 土地としてその部分を整地して換地というような形で町は方向性としては考えていますが、基本的に事業を起こす方の金額というのはやっぱり今マイナスからのスタートとして3,000万円、4,000万円、大規模なお金になるわけですね。そのお金の根本はどこからかというと、やっぱりないんですよ。そして失った土地からのその担保価値でもってお金を融資されて初めて事業がスタートできるということだと思います。それに関してなんですが、町長は事業所再建に関しては補助事業があると、それに関してはもう一握りの水産業者、大型農業家の方だと思います。こういった現状の中で、一事業所、商店、民宿、旅館関係初め、その辺の人たちの助成というのはなかなか難しいのが現実です。私も挑戦はしましたが、何とか内定をもらいましたけれどもまだ県からの助成はありません。そういった中で4分の3事業と、私が考えている補助事業は4分の3事業とあくまでも上限2,000万円、そして300万円、この制度なのですが、銀行の話によるととりあえずそういった国の制度を通った方にはつなぎ融資として融資をしてもいいですよという話でした。そういった現実の姿を聞いているんですけれども、それでも今復興推進課長が話したように担保としてはあっても、その担保価値が100万円、200万円、300万円だったら事業再建にはつながらないと思うんですが、その辺町長どうでしょうか。
- 議長（後藤清喜君） 佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） その銀行さんのご判断等の問題だと思います。そういった銀行さんのご



判断にちょっと私としてもどう答弁すればいいのか戸惑いがあるんですが、それぞれの企業あるいは商店等々に被災した土地がございまして、どれぐらいの担保価値になるのかということについては銀行さんのご判断になろうかと思えます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 担保価値としてお金を融資するのは難しいという話でした。町のほうで銀行さんに積み立てている7,000万円のうちの7倍を銀行さんで融資するというような話も、被災後に聞きました。そういった中でいろいろな事業所が活用していて、その中の2億9,000万円がまだ融資可能という形の話も行政のほうから聞きました。こういった形の資金があっても、融資ということは可能なんですかということをお聞きしたいんですが、やっぱりそれはそれとして何かその保証となるものがない限りお金は融資できないと、これが現実です。その銀行さんの考えと言いますけれども、やっぱり南三陸町の主要バンクとして7番さんがあるわけですが、そういった銀行にできれば行政として事業再建に関して、あと住宅地の再建に関してもそうですが、やっぱりどんどん町のほうからの働きかけ、その辺が私は必要だと思えます。そういった働きかけをする予定というのは町としてはないんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 融資等については、震災前と担保というのは大体同じでございます。どれぐらいの担保価値があるのかと、それに伴っての融資ということについては震災前も震災後もそう変わらないというふうに思っています。しかしながら、何とか再建をしたいという方々がいらっしゃるわけでございますので、先ほどのグループ化のお話もございましたが、残念ながらご承知のように大変圧倒的な申請額の中であって、グループ化の金額そのものが大変少ないという現実もございまして、そこは国のほうにも我々としてもお願いをしているところでございますし、今後とも継続してその辺のお願いはしたいと思っています。

なお、銀行のほうにというお話でございますが、去年はできませんでしたが例年金融懇談会等をやしまして、銀行の支店長さん、産業団体のトップの皆さん含め、一緒に懇談の場を設けてございますので、そういった折にでも私どもとして銀行さんのほうにお話をさせていただく機会は設けたいと思っています。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） その辺、町長ひとつよろしくお願ひします。

あと、いろいろな問題がこの件に関してはあります。基本的には商業地とかは換地という形の説明がされて、今商業用地に関しても一部買い取りというような、買収の可能というよう

な形で町のほうの説明にはありますが、この一部買収可能というのはどういった基準でもって、この商工用地は買い上げてこっちは買い上げないと、その境ですかね、その判断がどの辺にあるのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 商工用地の買い上げの基準という部分については、事業によって実は異なる解釈となっております。先ほど町長が答弁でも申し上げました緊急防災空地整備事業という事業がございますが、これは土地区画整理事業で公共用地が多く必要となるといった場合に一定の土地をあらかじめ公共用地として取得することが可能であるというものでございまして、その事業の場合どこまでという部分というよりは、逆にどれぐらい必要なかという部分が1つの基準になってくるのかなと思います。例えば今の志津川の市街地を見ますと、宅地の買い取りについては防災集団移転促進事業の中で行っていきます。残された商工用地については土地区画整理事業で、町とすればできるだけ再建に向けて換地で、自分の土地が複数あれば集約する形で次の事業再開をお願いしたいというところがございますが、何らかの理由で売らざるを得ないといったところについては個別にご相談させていただく形になろうかと思えます。これについては、どこまでという形の中で基準というものは現在国のほうからも示されてございません。町として公共用地の必要となる部分をこれによって買い取ることは可能と。ただし、面積要件で最高2ヘクタールまでという制限をされておりまして、いわゆる2万平方メートルですか、そういった中で土地区画整理事業に必要な公共用地の相当分を取得するというものでございます。

それと、防災集団移転促進事業での買い取りにつきましては、当然宅地が中心となります。そこに住むことは生命、財産上危ないということでの移転を促進する区域としての買い取りということでございますので、宅地が中心となってくると思えます。ただ、小さな事務所等を住まいと一体的に利活用した場合については、そういった事業用地は防災集団移転促進事業での買い取りの対象となりますので、いろいろ個別のケースによってかなり違いますので、その辺は買い取りする際の個別のご相談の上で線引きをしていかなければならないと考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 商業用地の買い取り、理解できました。そういった部分の細部にわたって市街地で生活していた町民の方々がわからない部分がたくさんあるので、個別に相談に行っても対応している方が他の自治体から来た方ということで、そういった中身の細部に関し

ては教えてくれない……、教えてくれないというかわからないと、ここまでは話せるけれどこれ以上はやっぱり上のほうでしかわからないという部分が多々あると思うので、やっぱり個別相談に当たる自治体の職員の方にも話をされて、その辺はしっかり説明できるような形に行政のほうでも持っていつてもらいたいと思います。

あと、市街地の整備に関してなんですが、都市公園事業ということでこの部分に関しては全面買収、そして津波復興拠点事業として表示されている、新井田地区のほうだと思うんですけども、ここも全面的に買収、それであって土地区画整理事業に関しては買収、そしてその他は換地、この辺の違いがあると思うんですけども、こういった形で公共用地に使うから例えばこの辺は買収するけれどもこの部分に関しては買収ではなくて換地もあるというような考え方だと思うんですけども、それは町民にとって公平性とか、その辺はちゃんとクリアできているんでしょうか。この辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 住民にとっての公平性という部分のご質問でございますが、いずれ住宅用地についてはすべて同じ取り扱いでございますので、その辺については防災集団移転促進事業で一定の横並びの条件になっているというところでございます。

ただ、冒頭の質問でもございましたが商工用地を買い取りすることはできないのかという部分については、商工用地はあくまでも商工業を営むための土地でございますので、その辺は宅地とは一線を画した考え方が必要なのかなと思います。ただ、都市公園の区域の全面買収という部分については、いずれ防災集団移転促進事業によって土地区画整理事業内の宅地も買い取りされるということで、一定の公共用地がふえてくるということになりますと、公共用地として持っているがゆえにちょっと使い道が難しいという部分もかなりございますので、いずれ土地区画整理事業内で事業を再開したいんだという方については交換するような形で町としては考えてございます。いわゆる公園用地になっている部分は、商工業を営んでいる方は仮に町に売ったとしても事業を継続してやっていきたいんだという方についてはご相談をさせていただく、町の取得した土地と交換する形で産業用地として集積を図っていくというふうな形になるかと思えます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 都市公園事業の区域、この辺はあくまでも全面買収となっておりますが、換地の方向にもあるんだと、そういう説明だと思います。やっぱりそういった形で、すべての土地に関しては差をつけないでぜひ行政には対応していつてもらいたいと思います。今都

市公園の換地場所ですか、この辺のこれからの活用について話が出ましたが、この場所ではもうスタンドとか経営されています。あとは洗車場とか。この辺の土地の整備に関しては、いつぐらいから始まって、いつ土地を立ち退いてもらうような状況にあるのか。なぜこれを聞くかといいますと、いつまでここで仕事ができるのかというのが、そこで仮設にしろ立ち上げた方の不安な部分がいっぱいあると思います。その辺の町の目標として、整備の目標としていつごろから始まるからいつまでに出てくださいというのは予定として出ているんでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず整備のスケジュールについてはまだこれから詰めていかなければならない部分がございますけれども、買収については住まいの再建とのかかわりもがございますので、いろいろな防災集団移転促進事業、あるいは都市公園事業によつての買い取りについては同じ時期にしたいと考えております。できれば年度内中にはそういった説明する機会も含めて設けていきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） そうすると、いつその場所を立ち退いてもらうかというのはまだ今後ということですね。相談をこれからしていくというような感じですね。はい、わかりました。その辺も今後ということで、仮設でもとりあえず立ち上がっている人たちがたくさんいる中で、そういった方向性をやっぱり伝えていかなければいけないということだと思っておりますので、その辺はそういった方々にできれば言葉で直接周知していきたいと思っております。

あとは志津川市街地制限区域ですね。繰り返しになりますが、再生に当たって商業用地に関しては換地して、5年、10年かかるという市街地の形成まで、業者は多分そこまで待ってられないと。とにかく何をやるに当たっても資金がないと次に進めないというのが現実です。そして換地されても高台移転した住民の生活、経済の体系が整うかというとなかなか整わないし、商業社会もそこに存在するにはまだまだ15年、20年とかかって初めて商いができると思うんです。そういった観点から、やっぱり自分の家庭、そして子供たちを守るために、生活の確保がそこには私はあると思うんです。それがおくれればおくれるほど、この町に残る人たちはいなくなると。とりあえず換地もしたくないと、この場所も町の考えには協力できないと、そういったぎりぎりの選択まで今住民は来ていると思うんです。何としても資金が欲しいと。この土地しか財産がないから何とかしてほしいと、そういった方々に対してもあくまでも換地というような形を継続するのか、疑問です。しかしながら、ただいまの課長の

説明ではそういった方に対しては個別に相談に乗ると。本当に子供たちのいる家庭は皆苦しみながらやっています。そういった家庭を救うために、ここで答えを求めるのは難しいと思いますが、町としてはぎりぎりだったら何とか助けてやりたいと、そういった中で買い取りも検討するというような考えでよろしいでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと質問の趣旨が……、一般の住宅と商工関係とちょっと複雑に入り混じっているので、これから答弁するのが正しいかどうかわかりませんが、先ほども申し上げましたとおり住まいの再建につきましては防災集団移転促進事業で申し出により買い取りを行うということは議員もご承知のことかと思えます。商工用地につきましては基本的にはできれば継続した商工業を営むという土地でございますので、それについては換地あるいは町の取得した公共用地との交換、そういった中でできるだけ産業の再生をお願いしていきたいというところでございます。ただ、どうしても今回の津波により会社自体がなくなったとか、そういったケースもございますので、そういった方々は買い取りできる事業もございますので個別にご相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 話下手なものでなかなか説明がうまくいっていません、済みません。

自分の住居を持って商業用地を持っているという方があって、高台移転は間違いなく自分の住居の中で買い取ってもらって次の土地に持っていけるけれども、なりわい、生業に関してはその商工用地の場所にあったわけです。結局その商工用地を何とか町のほうで買い取ってくれば次のステップに行けるということの質問をしました。その辺に関してもいろいろ相談に乗ってくれるものと、町長の話と課長の話から感じました。ひとつその辺よろしく願います。

あと、昨日の質問の中で、まちづくり形成を今から議論してもとにかくおくれるしかないというような町長の答弁がありました。しかしながら、町の計画のバック堤とか商工用地とかすべてのゾーン分布、あと高台移転、これでもって南三陸町の従来の町のよさ、それが果たして形成されるのかということ、南三陸町に住む若い女性から聞きました。やっぱり南三陸町、そして志津川のよさが今までの町並みにはありました。町の方向性はやっぱり県とか国の方向性の中でバック堤があり、6メートルのかさ上げ、そういった中で町の復興計画が進められていきますけれども、若い人たちの意見がその辺に入っているのかということ、ちょっと私は疑問なんです。町民会議、そして復興に関しての有識者の諮問会議、その中でも

いろいろな議論をされて、復興計画の中にいろいろ盛り込んでありますが、これからこの町を担っていく20代、30代、子供がいる家庭の方々が果たしてこれで本当に満足しているのかと私は疑問に思いますが、その辺町長いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず前段で質問ございました商工関係の話につきましては、商工会の皆さんあるいは商店主の皆さん、いろいろな悩みがございます。そういうご相談といいますかお話はいただいておりますので、町としてもできる限りご支援をしたいというふうなお話しております。あとは、やっぱり個人々人になっているものですから、どうしても商工会あるいは商店の方々がまとまってこういうふうな考え方は町としてどうなんだということを出していただかないと、余りにも一人一人になってしまいますと、それすべてに対応するというのはちょっと行政としても難しい部分がございますので、そこは商工会の会長さんのほうにもお話をさせていただきましたので、そこはまた商工会としてまとめて、いろいろなご意見あるいは要望等が出てくると思ってございます。

それから、いろいろな意見を聞いたのかというお話でございますが、南三陸町の復興計画をつくり上げるのに他の自治体に比べて幅広くご意見をお聞きしたのが私どもの町の計画だと思っております。ご承知のように、有識者といいますか復興計画の策定委員の皆さん、それはさておいて、これは根っこの部分をつくと。それから、これまで住んできたこの町、これからも住んでいく方々がどういうお考えを持つのかということについては、町民会議の中にきょう傍聴においでになっている方もお入りいただきましたし、高台移転の問題等を含めましてそれぞれの地域に何十カ所と回ってご説明をさせていただきました。そういう意味では、短期間でありましたが我々町としては町民の皆さんの意見を吸い上げるということについては十分とは言えませんが、しかしながらあの震災の後でやれることはとにかくやろうということやってまいりましたので、それぞれ一人一人のご意見をさまざまだと思います、しかしながら町としての意見集約という部分についてはどこかで収束はしなければならない、計画をつくり上げなければならない、そういう部分がございますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。千葉議員が例えばお一人の方にこういう意見を言われた、2人の方にこういう意見を言われた、それを聞いたのかという話になりますと、それをやり始めますと計画がいつまでたってもでき上がりません。そこはひとつ町としてもいろいろこれまでも取り組んでまいりましたけれども、繰り返しますが少なくとも他の自治体に比べて意見は十分とは言えませんが吸い上げてきた、そういう自負はあります。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私も商工会の会員でありますので、商工会での活動は新聞か何かでいろいろ情報来ていますので、その辺は見ています。商工会から町のほうに事業主の考えは訴えていくというような形で聞いています。今町長がまちづくりに関して若い人たちの意見も、幅広く町民の意見も聞いていると。間違いなく聞いていると思います。ただ、どうしても今回立ち上げるまちづくり協議会ですか、その辺のメンバーの方々がどうしても自治会とか各地区の区長さんたちで形成するというような形の方も復興推進課長のほうから聞きました。仮設に住んでいる自治会長さんたちは、本当にまちづくりをやろうとは思っているんですけども、仕事にも生活にも追われて、本腰で取り組む方はなかなかいないと思うんですよ。そういった中で、そのメンバーが集まって本当に、高台移転に関してもその辺のまちづくりはそういった人たちの中で考えていくと課長のほうから聞きましたけれども、必要なことなんですけど果たしてその中に20代、30代の意見が取り入れられるかということ私はまた難しいのかなと。どうしてもやっぱり商工、漁業、農業、その組合関係の方が出ていきます。高台移転の住民の人たちが住む生活の場をつくるためには一番必要なのは何かと言ったら、これからこの町で暮らしていく人たちの考えを考慮に入れてまちづくりを図ることが一番だと思います。その辺聞きたいと思います。

あと、今まちづくり協議会がありまして、そのほかに志津川・歌津復興まちづくり協議会、この2つの団体を今後立ち上げて復興に向けて進むと言いますが、この2つの協議会の役割はどういった形で違うんでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 志津川地区のまちづくり協議会については現在まだ準備会という形の中で、今後まちづくり協議会を立ち上げるべくどのような形がいいのか、それは区長さんあるいは団体の長さんであるとか、そういった方々にご意見をいただいて今協議をしているところでございます。今後まちづくり協議会を立ち上げるということについては、いずれ志津川地区の住民の意見の集約化を図る組織であるというふうに認識しておりますので、できるだけ早く立ち上がればいいのかと思います。

あと、議員ご質問の后者の志津川・歌津まちづくり協議会、それについては私は初耳ですので、その協議会の存在すらちょっとわかりませんので、回答は控えさせていただきたいと思っています。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今の後段のわからないという中身なのですが、今月の広報にそういった活動に関しての補助金が町のほうから支援ということで出ると載っていましたが、今のようなか中で説明させてもらいました。復興推進課長がそれをわからないというのは……、企画課のこの記事と行政のやっていることが満遍なく課長さんたちとか職員の人たちに伝わっていないのかなというような疑問もちょっと持ちましたが、この辺後でもう一度確認してほしいと思います。

あと、土地の換地に関しては住民と決定されても買い上げ金の支払いは4年後5年後というような形で、再建に向けてはちょっと時間がかかり過ぎているのかなと。戸建てにしても、志津川町内から出て他の地域で自分の生活を再建するにしても、その買い上げ金の支払いがちょっと長いというのは、町の復興よりも住民一人一人の再建に関して余り時間がかかり過ぎるのではないかなと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 志津川・歌津まちづくり協議会といいますのは、伊里前のまちづくり協議会と戸倉のまちづくり協議会、これについては既に立ち上がりまして、活動を行っているところでございます。地域の意見集約、あと今後の住まい、あるいは浸水区域の土地の利活用について今後も引き続き協議をしていただく場ということでございます。

あと、最後の換地の部分で時間がかかるというご指摘がございましたが、そのとおりでございまして、土地区画整理事業につきましてはまずだれの土地をどこに動かすかという、仮換地の設計を組むところから始めていかなければなりません。そういった中で、実際の工事に入るまでに余りにも多くの手続を要するというところで、できるだけ町としても速やかにやるべくいろいろ調整を図っているところでございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

あと協議会への助成の関係については、企画課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 復興協議会への財政支援制度について広報でお知らせしたところでございます。対象となる協議会についてはただいま事業推進課長がお答えしたとおりの内容でございますけれども、今後各地区の防災集団移転が進行するに従って協議会の設立が進んでまいりますので、その際、事務運営とか必要経費が出てまいりますので、申請していただいて交付するといった形で考えてございます。ただ、例えば志津川市街地、会員数が相当数になろうかと思います。世帯数が多い団体と少ない団体で同じ補助金の額でいい



のかといった議論もございまして、若干その点につきましては制度設計を少し変更しなければいけないだろうと思っておりますので、早急に制度変更いたしまして、また改めてお知らせしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） 制限区域の中の問題についてもう1つだけ行政にお聞きしたいと思えます。浸水域でない部分に住民の方が何とか家を建てたいと。浸水域が1メートルから2メートルぐらいでも、かさ上げして何とか家を建てたいと、こういった考えを持っている方が二、三人いて、この辺はどうなんだと。そして役場のほうに聞きに行きました。大森地区なんです、その辺に関してバック堤の背後地の利用があり、その辺で制限区域の中に入っていると。浸水が1メートル、2メートルでも、その辺がかかわっているとその土地には住宅が建てられないと、そういった話でした。その背後地利用の決定が9月末だと言っていました。9月末まで待てないと。なぜかという、皆さんとは言いませんが、多くの方が高齢の両親を抱えていて、津波で被災され、何もなくなって、何とか安住の地ということで高台の確保とか自分の土地、その辺に何とか家を建てて、そこに少しでも住ませたいと、そういった住民の希望があります。そういった浸水域でない部分のバック堤の背後地利用に関しては、町として判断できないのか。何とかここで住みたいという人があるので、何とかバック堤の背後地利用の制限区域を少し海側のほうにしてくれないかとか、こういったことはできないものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） バック堤、いわゆる河川堤防と危険区域の話かと思うんですが、基本的に河川堤防と危険区域は別物ですので、答えは分けたいと思うんですが、いずれ河川堤防については2級河川について県のほうが管理してございますが、それでL1、いわゆる頻りに訪れる津波については水門方式ではなく堤防方式で今後も引き続き安全を確保していくということで、護岸のかさ上げがなされるかと思えます。一方災害危険区域につきましては、河川堤防の高さ、あるいは主要都市施設、国道であるとか県道、あるいは防潮堤であるとか、そういったものの高さが決定して初めて津波のシミュレーションを行うことができます。その津波のシミュレーションについては、実際1カ月ほど時間がかかります。その1カ月後に危険区域の指定に向け最終調整を行っていくわけですが、津波シミュレーションはあくまでもシミュレーションであって、1つの参考であるというらえ方を町としてはしてございます。あくまでも参考です。そういった中で、今回浸水された方々の浸

水深が1メートルとかそういった比較的大きな被害を免れた方々については、いろいろな考え方の違いがございます。そこに再建する方、あるいは津波を目の当たりにして高台移転を望む方、そういった方々のご希望をまず町として酌み上げた中で災害危険区域というものを設定させていただいております。そういった中で、その方が現地再建をするということであれば、シミュレーション上も安全であろうと思われる方については当然災害危険区域から外すこととなります。災害危険区域から外しますと、集団移転であるとかがけ地近接地の移転事業であるとか、そういった支援がまるっきり受けられなくなると。再建支援金の中での対応ということになるのが現在の状況でございます。沿岸部ではどうしても現地再建する方、あるいは移転する方、さまざまございまして、一定のかさ上げに対しての補助という部分を国のほうに一体的に要請をしているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 支援の対象にならない部分もあると言いますが、住民の方は支援がなくてもとりあえず自分ですべてやりたいという方が多々おります。そういった人たちのためにも、ぜひ早急にこういった目の前にある問題を何とか解決していただきたいと思います。

あと市街地形成のゾーン設定の中で、企業誘致というような形の土地も設けられておりますが、これは地元の企業、そして他の部分からの南三陸町志津川地区で起業したいという方の誘致の場所だと思いますが、その辺の可能性的な面を町としてはどのようにとらえているんですか。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 今ご質問の内容のとおりと考えてございます。当然これまで町内で起業なさっていた方、できれば他市町からおいでいただいて、新たな企業を立地していただくというのでも確かにございます。その点に関しましては、ご質問等も出ておりますので、町のほうで特区の指定を受けた区域もありますので、税制面など優遇措置等これから検討していくという形になるかと思えます。

○議長（後藤清喜君） 一般質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 引き続きお願いします。

1問目の問題の中で、若い女性というような話をしましたが、一生懸命私に話しかける声がいまだに私の脳裏に残っています。自分たちの仲間の方の話とか、あと町民の声を吸い上げている方で、1人の意見ではないと思います。ですから、まちづくりに関してもこれからやれる部分というのはぜひそういった人たちの声を聞いて、変えることも町にとって必要なのかなと思いますので、その辺ひとつ町長よろしくをお願いします。

次に2番目の土地の買い取り価格の格差についてです。1つの例として戸倉地区を挙げます。駅周辺とか戸倉小学校、そして戸倉の入り口、折立というような被災地の状況です。防災集団移転促進事業とがけ地近接地等危険住宅移転事業によりますと、折立地区は2万5,000円近くの買い上げ、戸倉小学校周辺は1万5,000円の買い上げと聞きました。高台移転の場所は3万5,000円ぐらいとその人からは聞きましたが、戸倉地区は3万5,000円から4万2,900円。これが戸倉の移転地域となっている場所の土地の買い上げだそうです。買い取り価格が各地域で違いますが、何とかすべての土地の換地に関しては大体等価交換での被災者支援の対策、この辺はやっぱり町長無理なんではないでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それはちょっと無理だろうと認識しております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 2番目の質問では、建設に当たっての町民支援ということで質問させてもらいますが、先ほどの町長の答弁の中で2,000人近い方が高台移転、公営住宅、その辺を望んでいると。そういった中で、建設資金とか税制の軽減といった形でもって町としては助成していく、これが精いっぱい町の住民への生活支援だというような答弁がありました。しかしながら、私はやっぱりちょっと疑問に思います。その辺何点か町長にお聞きします。

復興交付金が国のほうから出ていますが、高台造成、土地区画整理、土地の買い取り、その辺は復興交付金の中から充てられると思うのですが、なぜその土地を被災者が買わなければならないのか。あと、その土地を買い取ったお金の部分は町でどういった扱いとなるのか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度をご承知だと思いますが、基本的には賃貸でございます。低廉でお

貸しすると。お買い求めいただける方にはお買い求めいただくというのがこういった制度の趣旨でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 土地に関しては結局自分の土地を町が買い上げて、そして足りない部分を自分が出して自分の土地にするということだと思います。そして結局町が買い取ったその金額の差額、この辺はどういった扱いになるのか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 下の浸水区域の土地と上の土地の価格の評価の違いということだと思うんですが、それを埋め合わせするというふうなところまではなかなか実際はしていない状況です。制度としてそれも認められるわけでもございません。ただ、分譲地といたしますか集団移転の高台の部分、基本的には先ほど町長申しましたとおり土地を低廉でお貸しすると、そして下の土地は町が買い上げた、そのお金は次の建設資金にどうか充ててほしいというのが町の基本的な考え方でございます。仮に上の土地を買うということになりますと、その売った土地の代金が町に入ってくるわけですが、これについては国へお返しするというようになります。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） わかりました。国のほうに返還すると。

制度をわかっていらっしゃるでしょうがという町長の説明ですが、ただいろいろな制度があるので、その制度がなかなか理解できない部分もあるので、今回こういった形で町長に質問しているわけです。

災害公営住宅に関しても、8分の1は町の負担だと。やっぱりなかなか財政的にも税収がもう10分の1ぐらいに減少しているような状況の中で、町の負担は確かに大変なので、そういった面ではやっぱり災害公営住宅に関しても100%国のほうで出してもらえるような形の制度だといんですけども、なかなかそれが難しいという、やっぱり国と地方自治体の関係がそこにはあるのだなど、ここでまた痛切に感じております。

あと、交付金、交付金と言いますが、やっぱりそれ頼みで町の復興は進んでいるわけなんです、それに関しても町民に買ってもらった土地の分は国に返還するんだと。やっぱり国の制度が100%被災住民のために使われているのかということ、なかなかこの辺は疑問なので、この辺の国の制度を地方から、南三陸町の佐藤 仁町長はとにかく全国でも有名になりました。この間も話しましたが、日本の復興の象徴は南三陸町だと言っていました。そういった観点

からも、町長は制度の改善とか負担の軽減、そういった活動で国に対して今後要望を行うわけでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前から議会でもお話ししておりますように、実際に制度ができ上がって、それを運用し始めますと、いろいろな錯誤が生じてまいりました。そういう観点におきましては、折に触れて復興庁含め国にお話をさせていただいて、我々がある意味望む部分については柔軟に対応していただいたと、そういう経緯がございます。今後実際にまた運用していったら、さまざまな問題、課題がこれからも出ると思います。そういった折には国に対して要望するということについては何らこれまでと変わらないと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 被災後のことを私は覚えています。分刻みの行動が町長にありました。そしてこの被災の現状を伝えるために、町長は全国を飛び回って、報道機関にも応じて、とりあえず南三陸町の被災の現実、町民の苦しさを訴えてきて、これぐらい佐藤 仁町長は有名になりました。今後もやっぱり義援金の獲得、国からの資金の獲得、あとやっぱり仮設生活が今後も長引くような状況が今の現状から考えられます。そういった中でも、物資などの支援も町長はこれからも訴えていくべきじゃないかなと。とりあえず物資のほうはもう受けつけないという話をしていますけれども、その辺も何とか確保の場所を考えて、物資を本当に必要な方に私はその辺生活支援としてこれからやっていくべきだと思います。私の考えですので、ぜひその辺議論していただいて、何とかしていただきたいと思います。

あと、女川の件ですね。町長が建設に当たって200万円、この辺の話をすると、女川には原発があって、国からの交付金があるからだと言います。それで財政的な余分な部分が財政調整基金にあったのかなと。こういった流れの中で、なかなか南三陸町から建設支援としてそういった200万円とか独自のものは出せない。わかるんですけども、この辺も町長の英断だと思います。どこからか捻出して、50万円でも10万円でもいいんです、その辺が生活再建の支援、資金になるのであれば、町長にはもっともっと頑張ってもらって、何とか確保していただきたいと思います。

あともう1つの例なんですが、奥尻の再建についてテレビの報道がありました。高台移転については、奥尻の当時の町長は1世帯当たり1,570万円からの建設資金を、ここに残って生活する島民に支援していきました。そして今高台移転の1世帯当たりの国から認められている支援のお金というんですかね、それが大体最初は1,500万円だったのが、県会議員さんたちの状

況調査ということでおいでになったときには2,500万円、そしてそれ以後3,500万円、1世帯にかけていいという資金がこのように大きくなってきました。そういった認められているお金の中から何とか住宅支援、やっぱりこの辺無理なんでしょうか。その辺町長お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の大震災で、おかげさまをもちまして全国から本当にたくさんの義援金をちょうだいいたしましたし、またふるさと納税も金額、件数ともに県内トップということでございまして、南三陸町に対しまして大変なご支援をいただいているというところでございますが、義援金の件に関しましては、ご案内のとおりほとんどすべて被災した町民の皆様方に配分が済んでございます。そういった関係で、義援金からそういった金額を捻出するということは不可能でございます。

今お話ありましたように、女川と当町におきましては完全に財政構造が違います。ご承知のように女川におきましては地方交付税交付団体、県内唯一そこだけです。そういった意味におきましては、財政調整基金も女川は100億円を超します。その中から生活再建、住宅再建ということで40億円程度の金額を用意すると。これは町のお金です。残念ながら当町はその1割ぐらいの財調基金でございます。きのうもお話ししましたように、高橋議員、大瀧議員の質問にございまして、その中で町独自の支援ということで個別移転の問題、上水道の問題、下水道の問題、それから家賃の低減の問題、それから太陽光の問題等々、これをすべて町の一般財源でやらざるを得ないという状況でございますので、残念ながら現在の町の財政状況等をかんがみますと、そういった分野まで支援をするということについては大変難しいだろうというのが我々の考えでございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 物資の関係でございますが、その当時にちょっと振り返ってみますと、ベイサイドアリーナが倉庫ということで大量にあそこにたまっていたのを見ていたと思うんですが、今あそこもすべて通常の営業ということで封鎖をいたしました。物資の申し出はいまだに若干はあるんですが、数量的に皆さんに配分できるような数量がまとまることはまずないと。それを公平に皆さんに分配することは非常に難しいと。それから、その当時は役場の職員も含めて配分の事務に当たっていた、それから地域の方々に関しても皆さんがトラックでそこまで取りに来ていただいたというような手段があったんですが、その手段をまたもとに戻して講ずることは今はちょっと無理だということをご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 義援金に関しては、赤十字を通してまだまだいろいろな団体から、中間の赤十字でもって町には来ていると思うんです。そして今義援金はそんなにないと言っていますが、まだまだこれから続くと思うんです。きょうで終わりでないですし、昨年で終わりでありません。これからもやっぱりそういった義援金の要望といいますか、その辺をこの被災を風化させないためにもそういった義援金の動きがあると思います。

この間、総務常任委員会で南島原市のほうに行ってきました。その中で、南島原市の消防団長さんがぜひ総務常任委員会の方々とお話がしたいと。その方がなぜわざわざ私たちが行ったときに対応してくれたかという、雲仙普賢岳の大火砕流があったときに、南島原市の商工会に現町長はじめ商工会の方々がお見舞いに行って義援金を贈ったそうです。その団体の方々が、あのとき南三陸町にお世話になったので今度は私たちがということで、南島原市の名物であるそうめんをもって志津川中学校でイベントを開いていただきました。そういった経緯、南三陸町は物資や支援金も含めて多くくれたと、くれたと言ったらおかしいんですけども、してくれたと、本当にありがたい話を聞きました。そういった物的、財政的な義援金の活動を私は今後ともやっていきますと、それを私たちの前で話してくれました。本当に涙が出るぐらいうれしかったです。そのつながりは、現町長が雲仙普賢岳の災害の際に商工会にお見舞いに行った経緯があるからだと感じました。やっぱり風化させないために、今はもうお願いするしかないと思うんです。そういった活動というのは絶対に私も必要だと思いますが、その消防団長さんに対して町長一言。そういった話を受けましたので。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、義援金は残額5,000万円ほどあると確認をさせていただきました。これはいずれ被災した皆様方に再度配分をさせていただきたいと思います。

それから物資の関係でございますが、各仮設住宅のほうに現在も炊き出し等で大変たくさんの方々にお願いしております。大変勇気をいただいているなというふうな思いがございます。きのうも吉 幾三さんがおいでになりまして、炊き出しもやっておりましたので、今後とも継続してそういった支援をしたいというふうなお話をしておりますので、大変本当に多くの方々にそうしていただいているということは、今千葉議員おっしゃったように涙が出るほどうれしいというのは千葉議員のみならず町民の皆さんすべてがそういう思いでいらっしゃると思ってございます。

それから南島原市の関係は、私お見舞いに行ったのではないんです。あれはたまたま雲仙普

賢岳が噴火した日に商工会の青年部で視察をしております、たしか10月だったと思いますが、それで帰ってきました、半年ぐらいたってから火砕流が発災いたしました。その関係で我々が義援金の募金活動をしまして、それをお送りしたというのが南島原市の皆さんが覚えていらっしゃるしまして、今回南島原市さんが南三陸町を特化して支援すると、そういう結果になったということでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 市長初め議長、皆さん温かく受け入れてくれました。それはやっぱり過去にそういった形の活動があったからその中でのつながりだと思いますので、その辺大事にしてほしいと思います。

また、今自治体に義援金みたいな形で送っても、金額が薄いとどうしてもそれが細部に伝わらないというような話もそこでされていまして、これからはその自治体の例えば学校とか、そういったところにピンポイントで義援金を送るといような話をしていました。だから義援金の配布に関しても、やっぱりいろいろな問題がかかわってきていると思います。ある方は、戸倉地区のこの浜に何とか支援したいということで町に持ってきて、それがやっぱり町民全体で使ってほしいという形で町はどうしてもとらえているので、その義援金のあり方もその義援をしてくれる方の要望に町はこたえるべきではないかなと、そんなふうに思います。

あと、私の情報ですとある団体から3,000万円町のほうに義援金を持ってきましたと、その後も継続でまた1億円ぐらい来ますと、それが入っているかどうか私は確認できませんが、そういった義援金の流れを大切に、今後も継続していく必要があると思うので、義援金に関してはやっぱり今だれが一番困っているかということを考えたら、その方にやっても私は不公平ではないと思います。本当にこれからの生活に迷っていますので、平等も必要なんですけど、本当にあすの生活に困っている人たちに義援金をやってもだれも町民の方は「何であそこだけ」ということは言わないのかなと私は思いますけれども、ただその辺は難しいことなのかなと思っています。

そして、先ほどの質問の中で奥尻の町長の支援活動、5年でもって奥尻の町は復活したと。この奥尻の出会いも不思議なもので、総務常任委員会の中で被災された前の年に奥尻に行っています。そして被災した後に阪神淡路のほうに行っています。そして今度南島原市に行きました。何かみんなつながりがあります。阪神淡路、今自治体支援ということでその市から多くの方が支援に来ています。やっぱりこれも深い縁だと思いますので、そういった支援の



輪が今後もずっと続くような活動として、町長は今後どんなふうにしていけばそういった状況が変わらないで、今後も温かく他の皆さんから見守ってもらえるような環境をつくれると思いますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町民会議の皆さん方からもご提案をいただきまして、復興計画の中に盛り込んでおりますが、これまでさまざまな形の中でご支援をいただいた方々と「絆プロジェクト」ということで、今後とも継続してそういった方々との付き合い、絆を深めていこうというのが町の復興計画の中にも盛り込んでございますので、そういったつながりを持ったお付き合いを今後とも継続してやっていきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 震災後、絆という言葉が日本中、世界にも伝わっています。絆は大切なんですが、やっぱりもう次のステップに行かなければいけないのかなと。そういった言葉で何がこれから必要なのかというと、やっぱり町民の笑顔、笑うということが復興に向けてのぴったりの言葉だと思います。今の生活を維持させる活動を行政、議員団も一緒にして行って、町民と一体となって行って、早く高台移転とかその辺を進めて、家族に笑顔が戻るように、子供たちの笑顔が戻るように、多くの政策とか制度を町のトップとしてその辺は大英断を下して、今を乗り切る政策をぜひ発揮してもらいたいと思います。

そして3番目の志津川地区土地利用計画に関してなんですが、今土地移転に関しては志津川地区の制限区域に関してはなかなか見えない部分があります。そういった中で、制限区域の中で行政区が20個近くありますが、その中で何か今行政のほうに起こっている行動があれば教えてください。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） この中で「おこっていること」と言われても、とにかく早くという声を常々お聞きしますし、いずれ住まいの部分の急いでほしいというのをお話いただいているところです。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 「おこっている」というのは活動ですね。「おこっている」というのは「怒っている」ということではなくて、どういった活動が地域で行われているか、そのことです。私もこの間聞きに行ったんですけども、ある地区では災害公営住宅と土地希望ですか、その方の行動が町のほうに示されたというような話をその地区から聞きました。その辺

の話が動向として聞けるのかなと思っていました。その辺を皆さんにもわかるように教えてください。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 例えばどの行政区がどこの住宅に配置されるとか、そういった具体的な話はまだこれからです。そういった部分については、先ほど来ご質問等でもございましたが、志津川地区のまちづくり協議会を立ち上げた上でそういったご議論を展開していくべきであろうと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 高台移転については、昨年の年末ぐらいから私個人でいろいろな人たちの要望を聞いています。そういった中で、高校裏、小学校裏、アリーナは前々から案として出ていました。そういった中で、ぜひ近くの志津川高校の裏に土地を求めたいと、そういった話があったんですが、当初のアンケート調査の中でなかなかその辺の希望がないと。希望がないからどうしようかみたいな形のを行政との話の中で話されたというような経緯がありました。そして、こういった形で1年3カ月がたつ中で、やっぱり住民の方々の意向がどんどん表面に出てきています。基本的に高台移転に関しては5人以上の合意形成がなされれば造成移転ができると市街地住民は思っていました。地域のコミュニティー形成も図っていきと言っていました。その中で私が聞いたこの地区は、公営住宅を40戸欲しい、土地は10戸希望だと。そういった中で、自分たちの土地があるのでぜひここにという話があったらしいんですが、この辺というのはその自治体の方々が要望して町に多分伝えているのかなと私は思っていました。しかしながら、今の復興推進課長の話ですと来ていないような趣旨の話に私は受け取りました。こういった中で、常々復興推進課長に行ってはいろいろ相談させてもらっています。やっぱり災害公営住宅が点在するのはなかなか財政的にお金がかかるということで、その辺の集約を町としては図っていききたいと。その意味というのはやっぱり町長が話された8分の1が町の負担である、この負担がそういった公営住宅をつくることによって負担が大きくなるから、やっぱり町の財政では難しいというのがこの基本にあると私は理解しました。昨日の前者の質問からもそういった答えが返ってきましたので、行政は財政難に苦しむ中で本当に大変なんだなということをきのうの質問で聞いて、私の質問がそこで1つなくなりました。

しかしながら、5戸以上の高台移転、藤浜とか歌津地区でもその辺の高台移転が進んでいます。意外と地域で集まりたいという要望が多いみたいで、そういった方向に町は行っている

と思います。制限区域以外は。しかしながら、志津川の場合に関しては3つの地区でもって高台移転をしてもらって、何とか皆さんの住居を確保したいというのが方向性だと思うんですけども、その辺は町長間違いないですか。制限区域に関しては。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当初の町の計画とすれば3カ所というお話をさせていただいておりますが、きのうもちょっとお話しさせていただきましたけれども、基本的には20戸程度まとまれば災害公営住宅については検討させていただく、ただし防集の一定程度の数ということも必要だというふうな答弁をさせていただいておりますので、そういう考え方でこれから取り組んでいきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 財政難の中にあつて5戸以上とか20戸とかその数が今町長の口から出ましたが、しかしながら何回も言うとおりに財政的に大変なんです。その20戸をつくることによって町からの持ち出しが発生した場合に、そのお金はもっと別な面で使わなければいけないのではないかなというような執行部全体の中の考えが私はあると思います。だから今話した40戸、10戸に関しては西地区に移ってくれないかといった話をされたとは私は聞きました。そういった中で、その要望している地区の方は「そこじゃなくてもいい」と、「とりあえず早く住みかを構えたいんだ」と。だからその辺はじっくりやっぱり行政と高台移転を要望する地区でもっともっと話をするべきだと思います。そして、第一番目にこの地区は動きたいんだというなら町長が直接出向いてしっかり話を聞いて、今20戸以上なら災害公営住宅が建設できますと言いますが、なかなか財政的に苦しいんだと言えばその人たちもわかってくれます。ですから、もうちょっと会話をじかにするべきだと思います。常々議会でも議論になっているのは、高台移転がいろいろな地区に散らばれば町の形成がなっていないと思っていますので、私は町で考える西地区、中央、東でいいと思います。最初に復興推進課長が言っていたコンパクトシティ、それを考えたら東地区にでも大々的にほかに負けないぐらいの地域づくりをしても私はいいと思います。そういった集約を図ればもっともっと財政的にはそんなにかからないと、そういったことも私は思いますが、そういった私の考えは間違っていますかね、町長。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと数字の5戸とかという部分、町長が20戸という答え方をいたしておりますが、恐らく議員が5戸と言うのは集団移転の要件での話をされてい

るのかなというふうに思います。ご承知のとおり、4月に志津川地域の方々については一定の公共施設の配置の方向性を示した上でどちらの地域に移転するか、あるいは災害公営住宅に入居を希望するか、そういった意向調査を5月に行っております。先週末時点でまだ81%程度の回収率にしかなくてございまして、結果としてまだお示しできない状況ではございますが、その中で従来の行政区として志津川市街地の方々に移転するという考え方もございますし、ただ個人によってどうしても病院に近い場所を選ばざるを得ないといった方もおります。個々によってその要望をかなえていきたいというのが我々の考えでございまして、そういった中でどちらの地域に移転なりを考えておりますかという今集約をやっているところでございまして、結果が出次第お示ししたいと思います。

ただ、全体的な傾向を見ますと、集団移転の場合50%ぐらいの方が東地区といわれるベイサイドアリーナ付近にお望みになっているようでございまして、三十七、八%の方が志津川小学校裏の中央地区、あと残りの十二、三%の方が旭ヶ丘団地の南側の地域を要望しているようでございまして、それに向けて住宅のフレームを検討しつつ、災害公営住宅の配置も改めて、西地区には当初お示しはしてございませんでしたが、一定の集団移転の数が保たれるということもございまして、公営住宅の配置についてはきのうの一般質問でもお答えいたしました配棟計画というものを予定しておりますので、その中で西地区の災害公営住宅も含めて検討させていただきたいと思っております。当然その中で全体の造成面積等を詰めていながら、事業に早く取りかかれるように進めていきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 志津川地区に関しては3カ所が設定されています。そして西地区には災害公営住宅がありません。こういった中で、今課長のお話ですと要望があればその辺にも災害公営住宅を建てたいと。ぜひ町民の要望をかなえられるような体制でもって今後進んでいってほしいと思います。

あと、私の地区は本浜地区です。きょうも台風の高潮で水没していました。その人たちの意見の集約ということで、1軒1軒歩いてとりあえず今情報を収集して、高台移転の方向に何とかしたいということで復興推進課のほうに相談に行きました。ぜひ頑張ってもらってほしいということを課長から言われました。そして町民の方にもその辺は多く望まれていて、議員活動の一部だと思ってやっています。

町から提示された復興まちづくりだよりに、24年2月のアンケートで本浜地区が出ていました。被災なしで移転が1%、町外移転の予定が9%、そして高台移転が39%、公営住宅希

望が25%、高台移転しない、わからないが21%。このアンケートは多分年度末、11月か12月に集計したものだと思いますけれども、この時点でもまだわからないと。それから随分たつて、私が調査しましたが、被災された方のみなし仮設の移転や、自分で家を借りて住んでいる、仮設に住んでいる、そういった方達の情報を集めるのは本当に並大抵のことではありません。独居老人の方が多いものですから、その人たちなどは3回、4回訪ねてもいない。近所の方に聞くと娘のところに行っているとか、きょうは寝ていたとか、きょうは病院に行っていたとか、だからなかなかその動向がつかめないのが現実でした。やっぱり町のほうでもこの辺がなかなか調査が進まない、今言いましたけれども20%がこういった方々の状況があるからなかなかアンケートが届かないというような状況だと思います。

本浜地区は84戸ありました。家族全員が死亡された方とかありまして、現在仮設とかみなし仮設に住んでいる方が大体80戸余りありました。その中で40戸、直接地区民の方から聞いて、アンケートをとってみました。私なりにですが。その中で7%、6人の方がもう移転したと。もう南三陸町には来ないと。やっぱりこの7%は私はすごい大きいと思います。あと高台移転が21戸で27%、すごいパーセンテージを占めていました。あと公営住宅希望の方もおります。そして高台移転しないと。高台移転しないというのはもう南三陸町は無理だと、この時点でまだ何も行動していないのですが、そして「わからない」というのは生活のめどですね、働く場所とかがないと、当分は仮設でいいと、やっぱりこの辺がなかなか自立できないと。そんな中であって、自分の土地、結構アリーナに持っていましたので、そういった方が6戸ありました、この40戸の中に。だから、本浜地区に関しては漁業者が多いので、再建に向けて本当に進んでいます。それは自分の生業があって、海関係の補助金が潤沢に出ているから再建がなっていると。そして海の方は意外とみんな漁協さんからの情報が流れてきていまして、そういった補助金ですかね、6分の1とか、いろいろな制度、頑張る漁業ですか、そういった形でもって制度を使っていて、海関係は本当に再建しています。そういった中でやっぱり海に従事していなかった方がこの中ですと60軒ぐらいありまして、その人たちがなかなか今後どうしたらいいかわからないと。そういった中で最初は公営住宅希望者が多かったんですが、今それが変わってきています。やっぱり土地つきの家が欲しいと。そして罹災加算を受けたいと。そういった状況が本浜地区にはありました。復興推進課長にも相談に行ったんですが、志津川市街地の中の20個ぐらいある地区の再建というのがなかなか今進まない中で、こういった模範となる地区があったら優先してまちづくり協議会とかに諮って、再建を後押しするような活動をしていってもらいたいと思うのですが、こういった個々の地

域の活動に関して町長はどう思われますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災以来、自分たちの地域はどこに行くかとか、その中でどういうふうな方々がどういう意向を示しているのかということそれぞれの地域で取り組んできた実例がございます。自分たちがこれから再建あるいは復興していくということについて、能動的に自分たちで活動するということは大変望ましいことだと思いますし、今後ともそういった地域がふえていけば私どもとすれば大変ありがたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今私が取り組んでいる事業といいますか活動というものを、何とかこの二、三カ月ぐらいにまとめて町のほうに伝えたいと思いますが、その場合どういった対応をしてくれるのでしょうか。最後に復興推進課長、お願いします。時間が大体終わりましたので、多分課長の話2分ぐらいあるので、これで終わりだと思うので、この質問で締めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 議員がおっしゃいます本浜地区だけを対象にした集団移転といいますか、そういったところをお話ししているのかなというふうに思いますけれども、これまでも申し上げましたとおり、志津川市街地そのものがある程度集約化された1つのまちでございましたので、できれば土地を有効に使うためにも3地区で行っていただきたいというのが町としての考えでございますし、街区構成の中で本浜地区が例えば東地区の1地区をそういった方々の従来のコミュニティーの場所にするということについては、当然これからまちづくり協議会を立ち上げた後にそういった声も出てくると思いますので、その中でご議論いただければなと思います。町として東地区に集まる人をばらばらに住まわせようという考えはございません。あくまでも災害公営住宅であっても地域ごとに入るということを念頭に進めていきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） ちょっと1分ありましたので。今本浜地区を例に挙げましたが、全部の地区がそのように望んでいると思います。それを進めるためにはやっぱり行政が動かないと、福祉士とか社協でもって動いていますが、じかにその方たちに聞いて進めることが一番だと思っていますので、やっぱり出向いて被災された方の状況、今後の方向性、その辺を行政のほうでもっともっと探る必要があると思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で千葉伸孝君の一般質問を終わります。

ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前1 1時57分 休憩

---

午後 1時08分 開議

○議長（後藤清喜君） ちょっと時間前なんですけれども、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

通告4番菅原辰雄君。質問件名、観光産業復活への戦略は。以上1件について、一問一答方式による菅原辰雄君の登壇発言を許します。8番菅原辰雄君。

〔8番 菅原辰雄君 登壇〕

○8番（菅原辰雄君） 8番菅原辰雄は、議長の許可を得たので、一般質問を行います。

「観光産業復活への戦略は」、町長に伺います。

昨年3月11日の大地震、大津波被害から1年3カ月が経過しました。あの未曾有の災害から立ち上がろうと、すべての人々が頑張っている毎日であります。旧市街地や各浸水地域も、瓦れき等はほとんど片づけられており、志津川の市街地でも鉄骨や鉄筋コンクリート製の建物だけが形をとどめておりますが、旧志津川病院や消防署なども解体が始まっております。しかし、個人の住宅や商店跡地の基礎はいまだ手つかずであり、朝に夕にこの状況を見ると、復旧・復興は進んでいるのだろうかと思わずからに問いかけてもおります。町ではいち早く「職住分離・住まいは安全な高台へ」と住民アンケート調査を行うなど、それなりの手順、段取りを踏んでいることは理解しているが、復旧・復興はもっと早く、スピード感を持ってと思う毎日でもあります。

そのような中で、先日、町議会として昨年に引き続き仙台河川国道事務所、復興局へ道路整備など復興についての要望活動を行い、東京では国会内に民主党副幹事長に要望書を手渡ししており、復興庁では平野大臣に直接要望書を手渡し、課題等を述べ、さらに議員会館で県選出の国会議員事務所に要望書を届け、地元6区選出の小野寺五典代議士事務所では本人を囲み、要望書はもとより地元の課題等を話し、要望活動の中でのオアシスだと感じました。最後は国交省で津島大臣政務官に要望書を手渡し、地元の要望等もお話しし、活動は終了しました。

今回の要望活動も全体としてよい感触を得てきたわけですが、果たして現場サイドではどう

なのか。計画策定・立案する町職員の思いや考えと、国県の事業に対する考えの隔たりはあるのではないかと、国の事業仕分けや査定序みたいなことは、などと危惧しているものでもございます。

さて、これまで町の復旧・復興にはまず水産業の復活としてそれなりの手当てをしており、既に水産物では効果も出ております。さらには同じ自治産業として、農林業も復活に向けた取り組みが始まっております。

ところで、私たちの住む南三陸町は、三方を自然豊かな山々に囲まれており、町内に降った雨はすべて志津川湾に注いでいるということは周知のとおりであります。そのきれいな海や自然豊かな山々からの恵みは、先祖からずっと享受してまいりました。特にきれいな海からの新鮮な魚介類など海産物と、手つかずの海や山の自然が織りなす景観が人気を集め、震災前には年間100万人を超える人々が訪れておりましたが、観光を産業にすることにより、より多くの人を呼び込む手段としてグリーン&ブルーツーリズムの推進、小中高校生の修学旅行、つまり教育旅行の受け入れ態勢づくりなど、町でも観光協会を法人化し、旅行業も扱うなど、文字どおり官民一体となり「さあ、これからが本番」というとき津波に襲われ、現在に至っているわけでございます。

発災前には全国の小学5年生約120万人を3泊ないし1週間、農山漁村に宿泊、さまざまな体験を通し、生きる力を養うという「子どもプロジェクト」を総務省、国土交通省、農林水産省、文部科学省で始めるに当たり、全国50カ所をモデル地区に指定するというのに当町も応募し、東北農政局でのたび重なるヒアリングもクリアし、県内2カ所の指定を取りつけ、さらには関東方面や南北海道へのプレゼンテーションも行うなどした結果、中学生や高校生の教育旅行受け入れ数もふえるなど一定の成果も出てきた矢先、先ほど述べたようにまさにこれからが本番というとき、あの忌まわしい大津波に見舞われ、沿岸部の機材や施設が流されてしまいました。

しかし、1年3カ月たち、水産や農林業など1次産業も復旧・復興への確かな歩みを始めた今、「観光を産業へ」という従来の目標に向け、始動すべきと考えるものであります。観光の町として失ったものも大きいですが、グリーン&ブルーツーリズム、体験観光で活用してきた1次産業も歩みを始めており、恵まれた自然や景観、インストラクターなどやる気のある人、人材も大勢おります。それらを踏まえ、町として環境産業再生への取り組み等の考えを伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。



○町長（佐藤 仁君） それでは、通告4番菅原辰雄議員のご質問であります「観光産業復活への戦略は」についてお答えをさせていただきたいと思っております。

当町では、議員ご承知のとおり平成20年に開催されました仙台・宮城デスティネーションキャンペーンをきっかけといたしまして、地域資源と人材を活用した観光まちづくりを推進いたしました。県内でも先進的な取り組みを行ってきたところでありましたが、あの震災に見舞われ、多くの資源を失ってしまいました。しかしながら、これまでの人材育成や地域ネットワークの構築を軸に取り組みを進め、その中で培われてきた観光まちづくりの精神は今なお地域の方々に受け継がれているものと認識いたしております。

現状では、観光施設等の被害の実情を踏まえ、南三陸町観光協会と地域関係者の合意形成のもと、被災地における防災学習や命の学びをテーマとした「南三陸町学びのプログラム」において、世界中から多くの受講生が町を訪れ、この町で見たこと、経験したことを受講生の感性によって世界中に発信されております。このような一つ一つの外へ向けた取り組みが、将来的な地域の交流促進に向けたつながりになるものと考えております。

また、各産業の再生と並行し、自然資源を活用した従来の体験交流型プログラムの再生、及び人材育成プログラムの再開にも本年度から着手し始めたところであります。来年度は宮城県で二度目となる仙台・宮城デスティネーションキャンペーンも4月から開催され、県下一斉に観光による復興を目指し、さまざまな取り組みが行われる予定であります。

現状における当町の観光を推進することについてはさまざまな意見があるとは思いますが、町として観光資源の活用を推進することは自然環境の保全、観光客の誘致による地域活性化や雇用創出、震災体験の継承による災害に強い地域づくりに有効であると考えておりまして、さらに地域の絆の再構築や、主要産業であります農林水産業の復興を側面から支援することにつながるものと考えております。以上の観点から、今後においても各施設の整備計画や農林水産業、商工業の復興とも歩調を合わせながら、各産業と密接に連携した体験交流型プログラムの推進や「学びのプログラム」を軸とした教育旅行の再生を積極的に取り入れ、観光まちづくり戦略を再構築していきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今町長から前向きな答弁をいただき、安心しておりました。私どももいろいろな面でとにかく町の状況を見て、そしてさらにはそれが2年後、3年後どういうふうに変ったか、それらを見るだけでもいいんです。とにかく人々に来ていただかないことには活気が出ないからということで、お話をしてまいりました。そんな中で、「学びのプログラ

ム」とかいろいろありますけれども、町長は体験学習とかこれまでやってきたようなことをこれからもやりたいということでもあります。先ほどの答弁にありましたように、雄大な自然、この財産は残っておりますし、人材も数多くおります。そしてまた従来やってきた民泊受け入れ家庭も、入谷を中心に残っております。その方々もぜひ再開してはいかがかと。ある志津川地区の農家の方は、今野菜をつくっても売るところがない、仮設に行って友達にあげるぐらいなものだ、何とかそういうふうな面で頑張ってもらえないかという声も多々あります。そのような中で町長はそういう意気込みですけれども、いろいろな受け皿としてやってまいりました観光協会、法人化をして旅行業を取り扱うという体制をとってまいりましたけれども、それは今ないんですけれども、今後戦略として従前のように法人化するという考えをお持ちでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 法人は解散してございませんので、今後もいろいろな形の中で観光協会として取り組みをしていくものと思っております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 解散していないからいろいろやるということによろしいですね。

それで、今町の職員も何名か観光に携わっておりますし、あとは臨時雇用で何名かおりますけれども、その辺の方々の任期、例えば緊急雇用が1年で切れるからその先はわからないとか、そういう状況もあると思うんですけれども、そういうふうな面での対応はどのように考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） ただいまおっしゃいました町の職員が携わっているというか、産業振興課が窓口なものですから、いろいろな情報とかの橋渡しはしております。それで、一般社団法人としての観光協会のほうは、専従のプロパー職員というのは1名でございます、それ以外の職員に関しましては臨時職員といいますか、緊急雇用創出事業での採用職員ということになっておりますので、今議員がおっしゃいましたようにずっと永続的というわけにはまいりませんで、緊急雇用創出事業がある限り、そのような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） その緊急雇用、1年なんですか、それとも複数年なんですか。中にはそれだけの知識を持った人間もいるみたいですので、その辺はどのように考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 緊急雇用創出事業に関しましては、従来あったものにその後震災対応ということでメニューがふえたんですが、この事業は数年先まで続けるということにはなっておりますが、予算的には単年度ずつの予算ということで、これは国のほうから県のほうへお金が来まして、県のほうで基金として積み立てておりまして、それで毎年度各市町村のほうでどういう事業が必要なのかということで、それでこちらのほうで手を挙げてその基金から出してもらうものですから、何年先というか、その基金のあるうちという形になります。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） わかりました。できれば同じ専門的知識を持った方がずっと雇用されて、いろいろ観光面で弾みがつけばいいのかなと、そんなふうにも思っております。

あと町長、私以前田東山を含む観光を取り上げまして、広域観光ということでお話をしてみました。その中で平泉が世界遺産に登録になったらなど、いろいろなお話をされておりました。実際平泉が登録に漏れたときでもいろいろ注目を集めて、そういうツアーが組まれていたことは承知しておりますけれども、今度世界遺産に登録になりまして、従前の考えで進んでいくのかどうか、その辺もお伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 広域観光ということで当時からも非常に大手の旅行会社が当町にお泊りいただいて、そして平泉を回るというコースを設定していただきまして、大変人気なコースだったわけですが、このような状況になりました。基本的には世界遺産になりました、平泉の観光客の入れ込みは大変伸びているようでございます。現在も数は少ないんですがそういう流れがありますが、ただ現状としてなかなか難しいのは今当町の宿泊のキャパが非常に少ないということがございますので、その辺でなかなか要望にこたえ切れていないという部分もあるということは否めない事実であります。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 全く宿泊施設が不足していることは十分に承知しております。そのような中でやれる範囲でやっていけばいいのかな、そんなふうにも思います。

あとは先ほど私述べましたように、「子どもプロジェクト」関連でいろいろ、シーカヤックをそろえるとか艇庫を建設、あるいはそれらのインストラクターとしていろいろ人材育成もやっておりました。それらも津波で一瞬のうちに失われたわけですが、今後これと同

等のことをすぐできるとは到底思いませんが、町として今後の観光産業といったときにこういうのもできるだけ従来というか、それほどの活躍をしないまま津波で流されてしまいましたけれども、持って行き方としてそういう考えも持っているということによろしいでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当町の観光の特徴は体験です。したがって、農業もそうですし漁業もそうですし、それから今お話ありましたシーカヤックもそうですが、そういった体験をして当町の自然を満喫して、当町の食材をお召し上がりいただくというのが基本的な町としての観光の考え方でございましたので、それは今後そういった考え方そのものについては大きな差異はないと思います。ありがたいなと思ったのは、シーカヤックの指導者が漁協の若い漁師の方々だったんですが、その方々がいらっしゃって、いつか復活した際には我々がその辺はしっかりサポートすると、そういうお話もいただいておりますので、人材がある程度育ってきた時期の震災だったわけでございますので、今後ともそういった人材そのものを活用しながら、地域の観光というものを模索していきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） そういうふうにして若い人が希望を持って臨むということは大変いいことでございます。町にとっても大きな財産となり得ることでございます。先ほど町長言いましたように、今は宿泊施設が足りない。そんなとき、今はまだ教育旅行とかで申し込みはないんですけれども、これは私ども個人的な話なんですけれども、今はない、でも来年、再来年、これまで培ってきたノウハウを生かして教育旅行にも取り組んでいかなければならないと思います。先ほど来言っているように、やる気のある方、民泊の方もおりますけれども、30軒、40軒、5人泊まって100人ちょっとだと、そういうふうになったときに従前のように250人、300人の受け入れはできないのが現実でありますけれども、やはりこの辺も何とか残っている人たちに啓発活動をして、2年後、3年後には何とか受け入れ態勢を整えていってほしいなど。我々もやりますけれども、町としての考えもそういうふうにしてもらおうと大変ありがたいと思うんですけれども、町長その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 中学生の皆さん方が震災前に修学旅行といいますか教育旅行という形の中でおいでいただきまして、民泊希望という学校が随分多かったわけでございます。そういった民泊希望の子供さんたちをお迎えするのに、どうしても民泊の数が足りなかったという

こともございましたので、専属といいますかお願いをしてある方を委嘱しまして、100軒を越すぐらいまで民泊の数がふえました。そういった観点で、随分多くの子供たちにおいでいただきましたが、この震災で今残っているのは入谷地域で20軒ぐらいかなと思います。ただ、基本的な考え方とすれば先ほどからお話ししておりますようにまだそういった形の中での観光といいますか教育旅行といいますか、そういうものに今後とも我々としては取り組んでいきたいと思っておりますので、民泊を受け入れていただいた今残っている方々がどういう思いでいるのかということも含めて、その辺の調査をしながら、もし再度立ち上がるということであれば十二分に我々としてもそういった皆さんと連携をしながら取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） わかりました。先ほど町長の答弁にもありましたように、我が町の雄大な自然、そして景観、それらを売り物にし、また人情味あふれる人々が生活を営んでいるわけですから、それらを見てもらって、従来漁業とか農林業をやっていることを子供たちに体験させる、特段にインストラクターを育てる必要もない、さらにはそういういろいろな技術の伝承、行事の伝承等にも大変有効でございます。人が来ることによって活気も出て、やる気も出るということで、万々歳なわけでございます。将来的にそういうふうにして、従前の観光を産業として位置づけていくということであれば、私どもある意味いろいろな方々とお話をして、町共々こういう観光は幅広いといいますか奥の深い産業でございますので、そういうふうにして行って町復活への一翼を担っていければいいのかなと思っておりますので、町長、くれぐれもお体を大事にして、いろいろ官民一体となって従前の目標に向かって行ってもらいたいと思っております。町長に最後にもう一回意気込みをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来から南三陸町にさまざまなネットワークがあったわけですが、この震災でNPO、NGO、自衛隊、警察、消防、そしてボランティアと、本当にたくさんの皆さんにおいでいただきまして、黙って10万人ぐらいの人はおいでになったと思えます。延べ人数にするともうはかり知れない人数がこの町に震災後訪れていただいたと思えます。そういった方々をリピーターとしてお迎えをするということが交流人口をふやしていくことにつながっていくわけですので、そういう取り組みはしっかりとやっていきたいと思えます。

それから、村井知事が2月か3月に本を出したんですが、そのとき私にも本を送ってよこしまして、そこに南三陸町のことが書いてありました。その中で、デスティネーションキャンペーンでは大変な成果を残した南三陸町が残念ながら壊滅してしまったと。しかしながら、あのデスティネーションキャンペーンで培った、人をお迎えするおもてなしの心を持った方々は残っていると、したがって南三陸町は必ず再生すると、そういうふうに本に書いてありましたので、まさにそういう思いを受けとめながら、我々も今後とも進めてまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

次に、通告5番山内昇一君。質問件名、1、町民の望む早急な高台移転と復興対策は。2、町職員と派遣職員のメンタルケアは。以上2件について、一問一答方式による山内昇一君の登壇発言を許します。5番山内昇一君。

〔5番 山内昇一君 登壇〕

○5番（山内昇一君） 通告5番山内昇一、議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をしたいと思います。質問方式は一問一答方式で、質問の相手は町長でございます。

質問事項。町民の望む早急な高台移転と復興対策は。

質問の要旨。大地震から1年3カ月余りが経過しました。復旧元年と言われ、本町は早急に昨年策定した震災復興計画の実施段階に移る時期でございます。町民の合意形成のもと、確実な事業推進を図り、新しい町の創造、恒久的で安全・安心な町民生活の基盤づくりを第一に、町として重要課題解決を確かなものとすべきです。

1. 志津川、戸倉、歌津、沿岸被災全地区の十分な理解のもとに、町民が望む場所の選択、高台移転の希望達成は可能か。

2. 町の存続にかかわる定住化対策として、雇用の場の確保は重要であります。その施策は。今後企業進出や企業誘致に向けるためにも、各地区、また戸倉ゴルフ場開発跡地部分的活用、工業団地の造成で先行投資など、積極的な対策を傾注し、人口減に歯どめがかかる対策はどうか。

3. 漁業の町の振興策として、水産加工場などを町で支援、最大数の働く場、雇用の場をふやし、また漁協や関連事業所、販売所やさらには三陸自動車道延伸に合わせた道の駅構想の具現化で、食材販売、担い手である若者層の働き場所を確保し、国難と言われる復興からの町の顔、シンボルとしてはどうかを伺います。

次は2点目で、これも町長にお願いします。

- 議長（後藤清喜君） 5番、一問一答方式ですから。
- 5番（山内昇一君） もうちょっとお願いします。2問目のテーマをお話します。
- 議長（後藤清喜君） いや、あとは自席のほうで質問なさってください。佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） それでは、通告5番山内昇一議員の1件目のご質問であります町民の望む早急な高台移転と復興対策についてお答えをさせていただきます。

まず1点目、「志津川、戸倉、歌津、全地区の十分な町民の望む場所への高台移転は可能か」とのお尋ねであります。町といたしましては町内各地区におきまして防災集団移転促進事業に関する住民説明会を開催いたしまして、事業の趣旨、制度について町民への周知を図り、個々の世帯を対象とした個別相談会をも実施し、移転希望地については地区住民の意向を反映し、官民一体となった協議・調整を図り、選定いたしてございます。また、個別意向調査及び防災集団移転促進事業への参加申し込みにより希望世帯数の把握を行っておりまして、今後とも住民の希望する高台への移転が可能となるように事業を推進していきたいと思っております。

次に、ご質問の2点目と3点目につきましては関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

若い世代の流出や少子高齢化等による人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化を図るため、議員ご指摘のとおり定住化対策としての雇用の創出や確保は今後の重要な政策として推進していかなければならないと考えているところであります。

企業が進出を決める条件としては、まず交通インフラが整っているか、それから進出地において優秀な人材が確保されるか、そして優遇制度があるか、この3点が大きなウエートを占めると言われておりますことから、当町では東日本大震災復興特別区域法の規定によりまして、町内に南三陸町復興産業集積区域を設定し、認定されたところでございます。ついては、当該集積区域内における企業への各種優遇措置や、それに合わせて震災後の交通インフラの整備状況、地盤沈下した土地のかさ上げの範囲や完了時期、瓦れきの撤去や防潮堤の完成時期等を示しながら、今後企業誘致を図っていく所存であります。当町の基幹産業である水産加工業も当該集積区域内に網羅しておりますので、今後特区による税制等の優遇措置等の積極的なPRを行い、雇用確保の一助としていく予定であります。

道の駅については、三陸縦貫自動車道延伸沿いの海に見える場所に建設する構想は、震災前からございました。しかしながら、震災後の復興計画におきましても、現在関係省庁や関係各課での協議を行っているところであります。道の駅を建設すると仮定した場合に、当町を

訪れる方々が道の駅ですべて完結するような業態を集積しますと、復興後の町内での交流人口の減少が懸念されるため、道の駅から町内へ観光客を回遊させるために道の駅にどのような機能を持たせるのか、あわせて復興後の道の駅周辺の土地利用計画のゾーニング上の工夫等を今後検討していかなければならないと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） いろいろご説明いただきましてありがとうございます。

ところで、アンケートを見たんですが、被害を受けた集落の4,315世帯を対象にしたアンケートだったようですが、回答率が66.6%、2,873世帯、このうち15%は被災していないということなんですが、中間結果で17.7%が町外に移転予定となっております。これは人口にすると約1,600名になるそうです。これは大変な数字です。19.2%が災害公営住宅を予定し、さらに25.4%が移動しない、あるいは回答を保留しているといった数字でございました。

そういった中で、本町では震災前よりも人口が2,237人少なくなったということもありまして、本町の震災後の立て直しではやはり人口問題が大切かなと思ったわけです。そういった中で、町として雇用対策、あるいは、あらゆるそういう対策をしているんですが、もっとふやすべきだろうといった感じがしました。とりあえず他市町に移住している方々を呼び戻すこと、これが一番のメインではないかなと思います。高台移転あるいは災害公営住宅を完成させることによって、その方々も大勢戻ってくることを期待するわけです。被災地の現状を見ると、なかなかその辺は判断しにくいのかなといったことで、早くその事業が進むことが望ましいわけですが、やはり今その計画途中といいますか事業途中なものですから、それはなかなかもどかしいところも被災者にとってはあると思います。そういったことで、情報とかもちろん大切です。

ところで、高台移転の各地の配分と言うとちょっとおかしいんですが、入谷地区とかは除いても戸倉地区あるいは伊里前地区、志津川市街地は、新聞等で見ますとなかなかはっきりした数字が出てこない、あるいはどういうふうな判断をしたらいいのかというようなことも町民の方は話しています。三陸自動車道はおかげさまで延伸していますが、復興の途中ですから生活路線の筋道が立たないといったことで、移転先もなかなか決めにくいといったようなことが言われております。

それから、同僚議員もお話ししておりましたが、被災地になってから地価の急激な下落といったことがありまして、自立するにしてもやはり先立つものがちょっと厳しいといったこともあるようでございます。そういった中で、もう少し町の分譲数とかをふやして、1,000戸



という数字ではなくもっとふやせないのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 災害公営住宅につきましては、今詳細にアンケートをとっておりますが、基本的には必要戸数をつくるということが大前提でございます。1,000戸といたしますのはマップで1,000戸ということですが、実質的にはそれよりは減るだろうと思います。必要な公営住宅はつくりますが、必要でないのはつくらない、これはどこの町でも同じでございますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） そこで、私もまたアンケートを見たんですが、回答率は2割ですか、652世帯という中で、災害公営住宅の希望ということが載っていました。これは1,000戸ですね、もちろん。その中で入谷地区と戸倉のゴルフ場跡地と名足地区、全部で210戸をとりあえず先行してつくるといったことでございます。その面積を見ますと、入谷地区は1.53ヘクタール、そういったわずかな数字です。確かに町長おっしゃるとおり、必要戸数と、それはわかります。でもやはり数に制限があるとどうしても町民の方も二の足といいますか、そういったことを感じるようです。さらに高齢化になってきまして、自力で再建するということはかなり難しいと。そして災害公営住宅のようなものに入居する数がどんどんふえてくるといったようなことでございます。災害というのはもちろんしょうがないんですが、入谷とかの被災地以外の活用については今後どのようなお考えか、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたけれども、基本的にアンケートをとったのはどの地域にお住まいになりたいかというアンケートもございまして、自立再建で家を建てる方、あるいは公営住宅にお入りになる方、そういったアンケートに基づいてこの地域にお住まいになりたい方がこのぐらいいらっしゃるので入谷地域に50戸ということでございますので、ある意味町民の皆さん方、ついすみかでございますので、住みたい場所については慎重にいろいろお考えだろうと思います。そういう中で何回も繰り返して町民の皆さんに希望を聞きながら、そういった住宅整備、それから防集もそうですが、そういうことで取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 町長のお話ももちろんわかります。ただ数をふやせばいいというわけではないです。また、町の復興にはどうしても若い人たちができるだけ多くいなければ、町の

活気は戻りません。そういった中で、若者の定住にはやはり雇用の場が重要なこと。ここに住んでよその町に働きに行くという形もあると思いますが、やはりそれはちょっといろいろ問題があるのかなと思いますので、働く場、仕事場をどのように町では考えているか。いろいろ施策は講じられておりますが、この町は魚の町と申しますか海の町と申しますか水産業が非常に盛んなわけですね。大手の企業の方はもう会社、工場を建てまして、どんどん活動しています。そういった中で、もっと町でも支援策がとれないのかなと。そうすれば関連の仕事も事業所も復活してくると。あるいは若者の定住化も促進されるのかなと思いますが、そういったことの中で雇用の場をどのように確保するか。

それからもう1つ、最初にお話ししてありますとおり、例えばこの町だけではなく、戸倉、伊里前とかの地区にも雇用の場をふやすためにとりあえず先行投資と申しますか、工業団地、工場団地のようなものをつくって検討するといいますが、大変厳しい財政の中での考えもわかりますけれども、とりあえず戸倉のゴルフ場開発予定地、そういった沖田のほうのすべてが今回住宅地になるわけではないので、その辺の活用はいかがかと思ひまして。その辺ひとつお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 雇用の場の創出ということでございますが、前にもちょっとお話をさせていただきました。企業誘致等に歩かせていただきました。被災地に雇用の場を生むということについては、一定程度理解をしていただいている企業もございます。しかしながら、前にお話ししましたが土地をどうするんだというお話を必ずいただきます。しかし、まとまった工場をつくるような土地をなかなかご提供できないという現実がございます。ただ、被災した土地でもいいということで、関西の企業でございますがうちのほうに2回ほど視察に入っている企業もございますので、そういった企業も含めておいでいただく場合には町としても積極的に迎えたいと思っております。

ただ、現実として難しいのは、去年の4月に工場を再開するという水産加工場がございまして、8月に加工場がオープンいたしました。その後第2工場もつくりまして、震災前の1.5倍の広さの工場をつくったんですが、募集しても人が集まらないという現状がございます。実はこれはその企業だけではございません。ほかの企業も、募集しても人が集まらないという現実がございます。町内の宿泊施設なんかもそうですが、募集してもなかなか人が来ないと、大変苦慮しているというお話をいただいております。そういったミスマッチといふか何と言ったらいいんですか、職種と働きたいという思いがなかなかつなぎ合わさらないとい

う現実もございますので、その辺は大変難しいなという思いがございます。

先日、宮城県と気仙沼市と南三陸町が一緒になって、来年の新規高卒者を地元の企業でお雇いいただけないかということで、気仙沼市のほうは気仙沼商工会議所、当町のほうは南三陸商工会のほうにお邪魔させていただいて、新規高卒者の就職先ということで雇用の拡大をお願いしたいと先日をお願いに行って参った経緯がございます。環境としては大変厳しいです。町内の商店は80%以上被災ということでございますので、そういう中で新しく雇用というお願いをしてもなかなか厳しいことは認識いたしておりますが、しかしながら反面、地域に若い人が残らないということになりますと将来の地域の活力が失われますので、そこは何とかお願いしたいということでお話をさせていただきました。トータルとしていろいろな問題を抱えながら、とにかく雇用の問題も含めて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。

確かに町長お話しするとおりです。しかし春に、ご存じのとおり入谷中学校跡地に、被災前からの話だったんですが、もちろん副町長も来ていろいろご指導やご説明やらもしていただきましたが、そういった中でシルク総合開発が名前を変えて進出企業として、誘致企業ではなく来たわけです。そういったことで地元入谷地区を中心として、やはりこれは跡地利用というよりも復興の本当のシンボルといいますか先駆けになるということで、地元では非常に文句なしで、もろ手を挙げて賛成しました。やはりこの町でなければ、この町で操業したいといった企業もあるわけがございますから、今の南三陸町の態勢であればどの企業でもかなり希望者があるのではないかという思いもあるので、もっとPR活動をして、今後進出企業の優良事例なども紹介していただいて、多方面にいろいろ働きかけることも必要かなと思います。その辺は今後よろしくご検討いただければと思います。

それから、道の駅でございますが、もちろん私も直接知ったわけではございませんが、大河原町で去年3月、定例議会で採択をされたということもありまして、いよいよ道の駅構想が実現化してくるというような報道もありました。さらに、三陸自動車道の延伸とともに、気仙沼・本吉ルートの中で国土交通省の方が唐桑地区等におきましてパーキングエリアをつくるというような話をされたようでございます。その中で、もちろんパーキングですからトイレとか休憩所が主だったと思いますが、それにプラス地元の要望さえあれば物販所、あるいはそれ以上のこともお話ししたと思っておりますが、会場に行っておりませんので、そういったことをお話ししたようでございます。そういう各地区の動きも併せて、やはり南三陸町は、

私も前から言っていますように本当に眺望もすばらしいと、今回被災してどのような風景になるかちょっとまだ私もわかりませんが、多分すばらしい風景は保全されるのだらうと思います。そういった中で、やはりこの町の顔として、それから復興のシンボルとしてぜひ道の駅を実現の方向へ持っていければなと思います。先ほど町長指摘したように、商店街のこともあります、そういった回遊ルートはもちろん検討していただいて、道の駅で終わるわけではないので、町民の方がすばらしいいろいろな観光ルートをつくっていただいて、そこでお客さんが十分に楽しんで、さらに山海の食材を楽しんでいただく、そういった新しいまちづくりを今後考えてもらいたいなと思いますが、その辺どうでしょう。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点確認させていただきますが、三陸道にパーキングエリアをつくれということなんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 済みません、私の言った唐桑のことですか。（「三陸道にパーキングエリアをとということですか」の声あり）

さっきお話ししたのは、唐桑では三陸自動車道のところに仮設所といいますか、今度市街地形成がされるそうです。そういった中でパーキングも一緒に隣接してつくるような。私もはっきり詳しいことはわかりませんが、そういうふうなタイトルで書かれています。ですから、その辺は……

○議長（後藤清喜君） 5番議員の一般質問の中で、道の駅を三陸道につくるのか、それとも違うのかということです。

○5番（山内昇一君） 私が提案しているのはもちろんこの町につくればいいわけでありまして、できればもちろん三陸自動車道に隣接した形がいいと思いますが、この町であれば別に、すぐ三陸自動車道にくっついたような形でなく、少し離れた場所でも構わないと思います。ただ、地区住民の意向もありますから、とりあえず三陸自動車道が延伸している中で必要ではないかということをお話ししているわけです。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確認をさせていただいたのは、道の駅をつくる場所によって考え方は随分違います。今利府のほうに春日パーキングエリアをつくってございます。間もなくオープンになりますが、ああいう形で物品を販売する施設をつくるというのは、私はうちの町としては合わないと思っています。やはり道の駅については町なかに車、人が入ってきていただ

いて、その中でお買い物をしていただくということが大前提だと思っておりますので、ある意味町内にそういった道の駅をつくるというのは先ほどもお話ししましたように震災前から計画がございますので、震災後もこの問題については前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 道の駅に関しては、入谷地区が最初にトンネル工事で、今両方から掘削していますか、そういったことで、復興道路としての位置づけの中で早くできるような感じでございます。それに合わせて道の駅を、町の市街地がどういうふうにできるかわかりませんが、町民の要望に沿った形の中でももちろん検討してもらえればなと私は思います。そういったことで、ほかの町でいろいろ提案している中で、南三陸町から声が出ないというのもちよっとあれかなと思ひまして、あえてまた今回の復興事業の中で本町ではどういう体制で、いろいろな復興事業がありますけれども、それプラスこの町にふさわしいといひますか、この町の復興をもっと加速するための事業としてどうかなといったことでございます。

今のお話ですと、町長はこの町に道の駅は必要だと、今後考えていくといったことでよろしいのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何回も繰り返して大変恐縮でございますが、町としては道の駅については建設に向けて前向きに進めたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） そういうことであれば、町の復興が非常に加速するのかなと、気持ちからしてやはりこの町の復興は確かなものだなと思う町民も多いはずだと思います。

それから、復興に関しましてこの町の地元材活用の住宅設計がされております。特に今回入谷地区におきまして、そういったものを取り入れられるという話でございます。その辺の内容をお話しいただければと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 南三陸町材、いわゆる地場材を使って災害復興住宅をつくらうということで計画をいたしております、南三陸町の木造災害公営住宅推進協議会というのを、森林組合、建設職組合、建設業界の方々を初めとしてつくっていただきまして、その方々と協定を結ばせていただきました。その中で、木造の部分の建設については地場材を使ってお願いをしたいということで協定をしておりますので、復興に向けての地域のそういった産業再

生といますか、そういうことを含めた思いも込めながらそういった取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 地元材については私以外に同僚議員もかなりいろいろお話をしておりますので、要請は別として、やはりこれは雇用の促進につながりますし、さらに在来工法でなくても木造は本来人間の生の体に合った建物でございますから、やはりいやしのものになると思います。先ほど道の駅の件でもお話ししましたが、やっぱり町民の方々の気持ちを穏やかにして、復興に対して不安のないような、そういった姿、あるいはそういった気配りといえますか、形のないものでございますが必要だろうと思います。

もう1つお聞きしたいのは、町でやる住宅は木造建築ということは何度も聞きましたが、自力で再建する人もいるわけでございます。震災前は私も新築祝い金のようなお話もしました。今回、自力で家を建てたい方もかなり多いわけです。独自の町の支援については同僚議員もかなりお話ししておりましたが、そういったこともちょっと聞いておきたいなと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分山内議員もご承知だと思いますが、震災前から地場林材を使っの補助については町として取り組んでおりますので、今後とも継続していきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 地場産の木材を使いたい町民の方が正直かなりおりまして、まず復興するにはとりあえず自分の土地で地元の材料を使ってという方がおります。しかしその前に、何度も聞いて失礼ですが、町の助成といいますか補助といいますか、そういったことはどうなっているかといった話がかかりされておりますので、この際もう一度お伺いしておこうといったことでお聞きしました。これで住宅関係は私はいいいと思います。ただ今後町の復興に合わせて、もう少しそういった補助の枠を拡大できればと期待するわけでございますので、お願いできればなと思います。

この点は以上で終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 2問目は休憩の後にいたします。ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時25分といたします。

午後2時07分 休憩

---

午後2時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） それでは、2点目をお願いします。

質問事項は、町職員と派遣職員のメンタルケアでございます。

質問の要旨。本町職員と派遣職員は、現在町の復興事業の最前線で、新しいまちづくりのために昼夜勤務しているわけでございます。震災からのストレス、みずからも被災者である職員も多く、復興などからメンタル的な疲労感がある職員も見られると聞きます。本町職員と派遣職員42名の十分な福利厚生のもと、今後も長期戦で復興をなし遂げ、再建の達成を望むが、その辺お聞きしたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の町職員と派遣職員のメンタルケアについてお答えをさせていただきたいと思えます。

町の復興を推進するためには、その業務を担う職員の健康管理は大変重要な課題であると認識いたしております。職員が健康を害し、そのことがもとで長期間職務から離脱するようなことがあつては、結果として町の業務の停滞を招くこととなります。復興事業のおくれが懸念されるところであります。

議員ご指摘のとおり、職員は震災後のさまざまな環境の変化によりまして相当のストレスを抱えているところでありますから、平成23年度より職員のメンタルヘルスに係る対策を行ってきたところであります。具体的には、メンタルヘルスに関する管理職向け及び職員向け研修会を実施してきたほか、チェックシートを用いた職員の自己診断による健康調査を行うとともに、この調査において個別相談を希望した職員を対象とした個別健康相談を実施いたしましたところであります。また、メンタルヘルス対策で重要となるのが休養日の確保でありますことから、やむを得ず週休日に勤務する場合は振りかえによる休養日の確保するなど、職員の休養日の確保について機会をとらえ指導しているところでございます。

さらには、職員の職務上の過度の負担を軽減する対策も必要でありますことから、全国各地の自治体から地方自治法の規定に基づく職員の派遣をお願いしているところでありまして、今後とも全国の自治体に人的支援を依頼するほか、本議会に付議しております南三陸町一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づく任期付職員を採用するなど、復興期における

行政需要に対応するための職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

派遣職員のメンタルヘルス対策につきましても、基本的には町職員と同様ではありますが、長期間家族から離れ、被災地で生活し、勤務するといった特別の環境にございます。派遣職員にあっては、派遣元の自治体から出張命令により定期的に派遣元団体に戻り、業務についての報告がなされているところであり、その際にご家族のもとに戻り、リフレッシュが図られているものと考えております。

町の復興事業を推進するに当たり、今後とも職員の健康管理に十分配慮した対策を充実することとしていきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 2問目でございますが、メンタルヘルスのお話をいただきました。

それで、これはあくまでも県の統計ですが、かなりショッキングな数字が出ております。私は新聞報道で見たわけでございますが、アンケートをとった8割から9割の方が何らかの、病気とは言いませんがいわゆる精神的なストレスを訴えていると。これはうつとかそういったはっきりした病名ではないにしても、本人も気づかないままそういった過労による症状を起しているといったことで、それによって例えば日常生活も変わり、酒とかたばこもふえたりして、それで気を紛らわすといったことで、生活が乱れることを懸念している報道がされております。本町においてはそのようなことはないとは思いますが、私も同僚議員同様に総務常任委員会のほうで業務視察といいますか、派遣職員のことを向こうの議員さん、あるいは議長さん等にお話をされまして、やはりこれは我々支援されている町として当然このことは必要だろうということでお話をさせていただきました。派遣職員にあっては、遠くからおいでのになって、被災地の町の復興のために昼夜努力をされているといった中で、かなり環境の変った中での仕事、なれない仕事もあった中で、職員同士のコミュニケーション、交流といったものはどうなっているんだろうと、そういうことも考えてみました。かなりの派遣職員が来ているということで私も驚いたわけなんです、職員の休みについて今町長もお話ししましたが、具体的に聞いてみなければわからないといったことでありました。派遣元の市町の議会議長さんとか、町長のような方も南三陸町においでのになっているというお話を聞いております。

それで、派遣された職員についてはご本人の希望する職務、例えば総務課だったり各課の業務に当たっているのか。なれない仕事であっても、支援に来たからとその業務に携わっているのか、そういった細かい点も含めまして、今後の長期戦に備える職員の体制はどうなっ



ているんだろうかと。あるいは春の人事もありまして、町職員についても急激に仕事が変わりまして、かなり疲労感があつてやめたりした方も多分おられると思います。そういったことは町として考慮しているのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 職員、それから派遣職員の皆さん方には、十分に休養をとりながらというふうなお話をさせていただいておりますが、現実的に日々の仕事に追われているという側面もございます。特に職員の皆さんはご本人が被災されておりますし、ご家族あるいは親戚がお亡くなりになっている方々もたくさんいらっしゃいます。そういった中で、昼夜問わずこれまでもずっと仕事に携わってまいりましたので、それぞれ大なり小なりストレスを抱えながら日々の仕事に当たっていると思っております。いずれにしましても、詳細につきましては担当の総務課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 現在、派遣職員の数は42名でございます、全国25の公共団体から派遣をいただいております。派遣を希望する際に、どこの自治体も同じ考えだと思いますけれども、どういう職種にどういう方を何名くらいという私どもで必要な職種、人数、そういったものをまずもって宮城県を通じて総務省なり国土交通省なり国のほうにお願いをさせていただきます。したがって、42名おいでいただいておりますけれども、南三陸町に行きましたらこういう業務に携わりますよと、あらかじめそういうお話をいただいて当町においでいただいておりますので、こちらに来て職種が変わったとかそういったことは基本的にはないと思っております。

それから、先ほど町長も答弁申し上げましたが、長期間家族と離れて暮らすということでございますので、自治体によりましては出張命令で数カ月に1回くらい派遣元のほうに帰れるような自治体もございますし、あと新年度に入って10団体以上の首長さんが当町においでいただいております。その際には町長室で、派遣されている職員も同席して、派遣元の首長さんと久しぶりに懇談をする、そういった機会も設けてございます。

いろいろ職員のメンタルヘルスの質問がございましたが、退職した方々も一、二名ございます。被災を受けて、なかなか公務に従事できないという方もおられますし、これはその方のそういった希望でございますので、一応はそういったお話を聞きますけれどもどうしても退職したいという場合もございます。私どもは職員がストレスを抱えないように、先ほど申し上げましたいろいろな対策を講じてございますので、限られた職員の中でこれからも復興に

向けて職員一丸となって当たっていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ことしは復興元年、復興計画はこれから長く10年くらいといった中で、派遣職員の滞在といいますか、長期派遣であっても短期派遣であってももちろん入れかわりはありますが、どの程度この町で必要なだろうと。あるいはどのくらいの数が今後も必要とされるのか。宮城県の代行職員が今検討されていると言われております。被災市町村の負担軽減を図るという中で、今後そういうふうなことがされるわけですが、その中で県の方針ではその市町で算出した職員の必要数の圧縮も考えるといった取り組みがされるようがございます。そういった中で、本町では今後の長期戦に備えての職員の動向といったことをどのようにお考えなのか。私の言いたいことは、復興計画は実施していただかなければ困るわけですが、県の圧縮あるいは仕分けがされる前に職場の軽減といいますか、例えば民間でやれるものがあればそちらのほうにお願いするというような形もとれないのかどうか。そういったことも含めて、今後の職員のあり方といいますか、職員の配置に関する考えがありましたらお願いします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 職員の人数なんですけれども、実は今年3月末で17名退職いたしました。新規採用が8名ございまして、その中には民間から技術経験者を3名採用してございますし、初級の土木職も採用してございます。そういう中で、新規採用と退職者でもそういったマイナスが生じておりますので、今年度42名の派遣職員をいただいておりますし、それから退職した職員を再任用という形で5名、充足させていただきました。合わせますと現在240名なんです。プロパー職員が193名、再任用が5名、派遣職員42名、合計240名ということで、平成22年4月1日、震災前は241名でございましたので、まだ当時より1名少ないという形でございます。

今、42名おいでいただいているんですが、まだまだ足りないということで本年度中には24名、これは県のほうにもお願いしてございますし、それから町長申し上げました、この後の条例で任期つき職員を独自で採用したいと。派遣職員にずっと応援をいただいてもよろしいんですが、最長1年交代ということになりますので、どうしても事業の継続性を考えますと任期つき職員で事業の継続性を図りたいということで、職員の充足を図ると。それから、東京都から今秋に任期つき職員の派遣が内定してございますし、あと二、三の自治体から10月以降何名か派遣ができそうだという情報もいただいておりますので、24名不足はしてござ

いますが、相当数確保できるのではないかと考えています。ただ、次年度以降本格的に高台移転が始まりますと、用地交渉なり技術関係職員がこれまで以上に多く必要になるということで、そういった場合に果たして確保が可能かどうかというとなかなか断定はできませんけれども、とりあえずことしおいでいただいた自治体の皆さんには引き続き来年度もお願いしたいと考えていますし、今ご質問にございました民間委託、URを初めとしましてそういった民間委託等を活用しながら、職員の軽減を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。詳細にわたってお話しいただきましたので、大体了解しました。

今後長期派遣あるいは現職員の方々に対して、我々議会も今回、総務委員会並びに3常任委員会は行政視察ということで各被災地を回ってまいりました。各地の復興に向けての取り組みを實際目で見てまいりまして、やはり自然災害の脅威は地震、津波のみならず、その自然災害の種類によっていろいろ復興の姿が違っております。そういったことを書類的に、あるいはお話等で聞くよりも、やはり百聞は一見にしかずで、職員の研修といいますか慰労を兼ねての旅行みたいなことをレクリエーションの中に取り入れるとか、そういったことによって職員の方々の疲労感もやわらいで、町の復興も進むのではないかなと私は思います。先ほど町長もお話ししたとおり、最前線にいる職員の方々がまいったのではこの町の復興がかないけませんので、ぜひその辺、町としても当然考えてやっているとは思いますが、そういったことの取り組みとか、そのほかにもし何かありましたらお願いして、この分については終わりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 職員の福利厚生というご質問だと思いますけれども、実は震災後、職員の休養をしてほしいということで栗原市の施設に招待したいというお話がございました。結果的に栗原市の申し出に対して参加した職員は数名だったと思います。震災後1年を経過いたしましたので、心あるいは体に余裕が出てきている職員もあろうかと思えますけれども、なかなか震災直後はそういう申し出があっても正直出られなかったというのが現状でございました。各課とも大分落ちついてまいりましたので、各課ごとに派遣職員を含めて懇親会等もやっていると聞いておりますけれども、なかなか全職員を挙げてそういう福利厚生ということにはまだまだ体制が整っておりませんので、それぞれ課ごとに課長を中心に少し気分転換を図りながらということであれば、独自のリフレッシュといいますか、福利厚生部分につ

いては仕事の合間を縫ってやっていただく分についてはよろしいのかなと思っています。組織を挙げて町として一律的にそういう福利厚生という部分については、当面のところ本年度は考えてございません。

○議長（後藤清喜君） 以上で山内昇一君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了いたします。

---

日程第3 陳情6の1 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第3、陳情6の1生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

陳情6の1については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情6の1については、委員会の付託を省略することに決定いたします。

これより討論に入ります。賛成討論の発言を許します。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ただいま提案されました陳情書に対して、賛成の立場から討論いたします。

3月定例会において、私は9月以降の医療費の無料化の継続と、子供の医療費無料を18歳までと取り上げております。子供の医療費は15歳までにこの10月から無料化が決まっております。生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続は必要であります。職場を失い、収入源を絶たれた人、震災後の生活の変化で体調を崩した人、病気を悪化させた人など、継続して治療が必要な人が、今後医療費の負担が大きくなることによって治療を中止する人が出てくるのが懸念されます。今回のこの陳情は、宮城県保険医協会では被災者のアンケート調査を踏まえたものと聞いております。9月以降の医療費自己負担免除の継続を求めるこの意見に賛成であります。以上で討論といたします。

○議長（後藤清喜君） これをもって討論を終結いたします。

これより陳情6の1を採決いたします。本陳情は採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択と決しました。

---

日程第4 報告第1号 平成23年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、報告第1号平成23年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第1号平成23年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成23年度予算のうち、3月定例会及びその後の臨時会において繰越明許費のご決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） ただいま町長が申し上げましたように、3月定例会、それから3月29日の最初の臨時会で繰越明許費を設定いたしました。12の事業がございますけれども、地方自治法の施行令に基づきまして繰越計算書を作成いたしましたので、報告をするものでございます。

緑の分権改革実証事業、ペレットの実証事業でございますが、本事業の完成見込みにつきましては25年3月、年度末を予定してございます。それから、東日本大震災に伴う瓦れき処理の委託事業でございますけれども、これも25年3月完成予定でございます。それから、東日本大震災の農業生産対策交付金、ライスセンターとか園芸ハウス、堆肥舎でございますが、これにつきましてはいろいろ事業がございますけれども、最終の事業は本年9月に終了する予定でございます。それから農業基盤復旧・復興計画策定業務は25年3月、年度末でござい

ます。それから、素材生産代行委託事業は今月末で完成の予定でございます。それから東日本大震災生活産業基盤復興再生助成事業、ヤマト財団からの支援によりますカキ処理場、あるいはワカメ処理場でございますが、本年10月に完成の予定でございます。それから塩水取水塔につきましては本年8月予定でございます。それから農道災害復旧事業からいろいろ漁港、林道ございますけれども、それぞれ箇所数がございますので、最終の完成見込みは25年3月の予定でございます。

以上、完成予定を申し上げまして、細部説明にかえさせていただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

日程第5 報告第2号 平成23年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告  
について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、報告第2号平成23年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第2号平成23年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成23年度予算のうち、東日本大震災に起因する地域経済の不安定な情勢の影響により、年度内の事業完了が困難となった事業について、事故繰越と決定し、事故繰越繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは4ページでございますけれども、事故繰越計算書ということでございます。入谷小学校のプール建設事業の事故繰越でございますけれども、入谷小学校のプール建設工事の工期の変更を5月25日の臨時会に行政報告で提案させていただきました。その中で、工期を3月26日から4月7日に変更したい旨、報告いたしました。いろいろご質疑をいただいたところでございます。3月29日に臨時議会がありましたので、本来は明許繰越できるんですが、この入谷小学校のプール建設は22年度事業でございました。23年度に明許繰越した事業でございます。一回明許繰越した事業は制度上また明許繰越はできませんので、事故繰越ということにさせていただきました。そういうことで、22年度事業を一たん23年度に明許繰越をして、さらに24年度に明許繰越はできませんので事故繰越と、こういった形でさせていただきましたので、これを地方自治法の規定に基づきまして事故繰越計算書を調製し、提案をさせていただきましたところでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 事故繰越、今総務課長が説明したとおりでらうと思いますが、この計算書を議会に提出する時期がおくれているのではなからうかと感ずるものですが、これはいつ提出してもいいものかどうか、その辺はいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 明許繰越も事故繰越も、5月31日までにつくりまして、その後議会で報告すると、こういった制度上の規定がございます。5月31日までにつくりまして、その後の議会で報告ということでございますので、従来から6月の定例会に明許繰越あるいは事故繰越について報告をさせていただいてございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第6 報告第3号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、報告第3号平成23年度南三陸町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第3号平成23年度南三陸町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成23年度予算のうち、3月定例会で繰越明許費のご決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部についてご説明させていただきます。

ただいま町長が申しあげましたとおり、3月定例会において繰越明許費を設定した介護保険システム改修事業についてでございますが、介護報酬改正に伴うシステムの改修ということでございます。金額につきましては477万8,000円、この7月末に完成予定でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

日程第7 報告第4号 平成23年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告に



ついて

○議長（後藤清喜君） 日程第7、報告第4号平成23年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第4号平成23年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成23年度予算のうち、資本的支出における建設改良事業について繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

小森ポンプ場移設工事ですが、繰越額が8,316万円ということで、この変更の内容は三陸道のボックスカルバートの位置が変わったということと、それからうちのほうの工事の国交省の審査があるのですが、その関係で発注が2カ月以上おくれたということがございます。

2つ目の水源調査委託業務ですが、10月末に発注したもので、履行期間を平成23年11月1日から24年3月31日までとしたものです。ここの説明にありますように、調査箇所を選定に時間を要したため、25年3月20日まで延長したものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいまの議案説明、ちょっとわかりにくいような気がいたしますので、再度その辺についてもう少し理解しやすいようにしてもらいたいということと、水道事業についてはライフラインの復旧・復興には相当時間がかかったやに思います。それと、現在に至るまで助作の貯水池を初め、塩水量が多分にあるということで、使用期間が長期化したというようなこともあるので、その辺が現在どういうふうな状態になっているのか。さらには、

もし現在の位置、つまり歌津の施設あるいは助作、田尻畑、こうあるわけなんですけれども、そういうところを今後の水道事業推進のために変更される考えなのか、現在の位置にまた再生復活させるのか、その辺もあわせてお聞きしたいと思います。とりあえずただいまの説明に対して、いま少し理解しやすいような説明を求めたいと思います。お願いします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それではお答えいたします。

現在の水源につきましては、被災当初は塩化物イオン濃度が高かったわけですが、現在はすべて基準値以内となっております。実際100を切っておりまして、五、六十ぐらいという数値となっております。

それと、水源を今後も使うのかということですが、それらも含めまして現在水源調査を行っておりまして、まだ結果が出ておりません。ただ可能性はあるわけですから、今現在それを調査しているところでございます。

それと、繰り越しの内容をわかりやすくということですが、まず支払い義務発生額ですが、これは請負工事費の委託費の前払い金というふうになっておりまして、水源調査におきましては3割以内ということで、3,528万円の3割以内ということで1,050万円にしております。小森ポンプ場移設に関しましては、工事費は4割ですので1億3,860万円の4割ということで5,540万円。翌年度繰越額はこの請負金額から差し引いた金額ということになります。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 了解いたしました。

○議長（後藤清喜君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

日程第8 議案第54号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第54号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第54号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、新たな在留管理制度の導入を図ることを趣旨とした出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律等の施行に伴い、外国人の居住地登録については住民基本台帳法による管理、登録となることから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明をいたします。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。条例改正文が載っております。

ただいま町長が申し上げましたとおり、外国人登録法等の改正、廃止に伴いまして、当町に関連する条例の一部を一括して整理するものでございます。

条例改正の動機でございますが、町長申し上げましたとおり出入国管理に関する特例など幾つかの法律改正に伴いまして、住民基本台帳が改正されました。外国人住民が新たに住民基本台帳の適用の対象となるということでございます。今まで外国人登録という法律に基づいて使われておりました外国人登録原票などの文言が使われなくなりますので、当町に関連する5つの条例について一括して規定の整備をするものでございます。

その内容ですけれども、第1条印鑑の登録関係、第2条手数料条例、第3条乳幼児医療費助成、第4条心身障害者医療費助成、第5条母子父子家庭の医療費助成、以上5本でございます。

附則で、本条例の施行日を本年7月9日といたしております。

なお、議案関係参考資料4ページから10ページに新旧対照表を添付してございますが、関係する項目の削除あるいは項番号の繰り上げなどを記述しておりますので、ご参照いただき、

ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明21日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明21日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時15分 延会